広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	7	第２章	2	(12)				本市が行う業務	実施方針No.7において余剰電力の売却先の提案は求めないと回答をいただきましたが、売電に係る売却先や買取単価などの提案は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	7	第2章	2	(12)	(イ)	⑧		近隣住民の問い合わせについて	民間事業者が行う業務範囲に「近隣対応（民間事業者が対応する業務に関連するもの。）」とありますが、事業者が行う近隣対応は主にプラットホームでの受付対応であり、搬入に関する近隣の方からの問い合わせ対応等については貴市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
3	入札説明書	8	第3章	1					入札に関するスケジュール	事業提案書に及び入札書の提出後に基礎審査が行われるものと理解しておりますが、基礎審査に係る質問送付および合否通知の時期をご教示ください。	基礎審査に係る質問送付、回答期限及び合否通知は以下の時期を予定しております ・質問送付：2025年7月10日 ・回答期限：2025年7月24日 ・基礎審査合否通知：2025年8月4日
4	入札説明書	23	第4章	2	(2)	3)			価格審査	予定価格および入札書比較価格に、建設費、運営費の内訳は無いものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	25	第５章	3					焼却主灰の資源化について	岡崎市中央クリーンセンターでの溶融処理する提案を妨げるものではない、とありますが、運営業務期間中の引取条件について、具体的な引取期間、引取量、処理単価のご教示をお願いします。 当該センターでの溶融処理を行う場合、この処理費用は、事業者が提案する入札価格に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 また、「この場合の契約は、副生成物資源化業務委託契約書（案）に依らない。」とありますが、 ①岡崎市中央クリーンセンターへの排出量分の資源化業務委託契約は、西尾市様、岡崎市様、運営事業者で別途３者契約を結ぶと考えて宜しいでしょうか。 ②岡崎市中央クリーンセンターでの副生成物資源化業務についても副生成物資源化業務委託契約（案）に準じた扱いになると理解してよろしいでしょうか。	前段： 引取条件については、現地説明会の際に紙面にて提供します。 また、岡崎市中央クリーンセンターで資源化を行う際の費用については、ご理解のとおりです。 後段： ①ご理解のとおりです。 ②添付する岡崎市との契約書をご参照ください。
6	入札説明書	25	第5章	3					焼却主灰の資源化について	「採用するごみ処理方式によっては、排出される焼却主灰の一部を岡崎市中央クリーンセンターで溶融処理する提案を妨げるものではない。この場合の契約は、副生成物資源化業務委託契約書（案）に依らない。」とありますが、当該提案をした場合の契約は、貴市と岡崎市の二者間での締結もしくは運営事業者も含めた三者間での締結どちらでしょうか。 仮に運営事業者を含めた三者契約となる場合、契約書案をご提示いただけないでしょうか。	本市、岡崎市及び運営事業者の三者契約となります。 また、別途公表する岡崎市に委託する場合の契約書案をご参照ください。
7	入札説明書	25	第5章	3					焼却主灰の資源化について	上記質問に関連し、二者間での契約となる場合、入札額には岡崎市に委託する副生成物資源化費用は含めないものと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No.5及びNo.6をご参照ください。
8	入札説明書	26	第5章	6					電力に係る契約の契約者について	「買電に係る契約の契約者は民間事業者、売電に係る契約の契約者は本市とする。」とありますが、買電契約を締結する電力会社については応募者にて選定できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
9	入札説明書	26	第5章	6						電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	「入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、令和6年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。」とありますが、「令和6年度の条件」として想定されている事項をご教示ください。 入札説明書添付資料-4 4.運営費の改定方法においては、「第１回目の改定は、入札時点から直近１年間（令和７年１月から令和７年12 月まで）の平均値を基準とし」と記載がありますが、こちらについては「令和6年度の平均値」と読み替えてよろしいでしょうか。	1点目については、修正した入札説明書をご参照ください。 2点目については、入札説明書に記載のとおりとします。
10	入札説明書	26	第5章	7						想定されるリスクの分担	入札説明書等にはリスク分担表がございませんが、実施方針添付資料-4でご提示いただいているリスク分担表を基本とする理解でよろしいでしょうか。	本市と事業者のリスク分担案については、各種契約書案をご参照ください。
11	入札説明書	29	第６章	4						特別目的会社の設立	特別目的会社（ＳＰＣ)を設立する場合には、手続き上、通常２ヶ月程度かかります。落札者決定（令和７年１０月上旬）後、速やかにＳＰＣ設立を行いますが、１１月上旬に締結予定の仮契約の締結日については落札後にご協議させていただけないでしょうか。また、手続きを速やかに進めるために、本契約締結後速やかに貴市内に移転することを条件に、設立時の本店所在地は、代表企業の所在地とすることをお認めいただけないでしょうか。	事業契約の仮契約締結日について協議することは可能としますが、仮契約締結までに入札説明書に記載の要件はすべて満たすものとします。
12	入札説明書	29	第６章	6	(2)	３)				副生成物運搬業務における契約保証金について	入札説明書では運営事業者が契約保証金を市に納付するとあり、副生成物運搬業務委託契約約款第７条および基本契約書第９条２項では副生成物運搬事業者が納付する旨の記載があります。どちらを想定されておりますでしょうか。	副生成物運搬業務委託契約に係る契約保証金については、副生副生成物運搬事業者が納付するものとします。 詳しくは修正した入札説明書をご参照ください。
13	入札説明書	29	第６章	6	(2)	４)				副生成物資源化業務における契約保証金について	入札説明書では運営事業者が契約保証金を市に納付するとあり、副生成物資源化業務委託契約約款第７条および基本契約書第１０条２項では副生成物資源化事業者が納付する旨の記載があります。どちらを想定されておりますでしょうか。	副生成物資源化業務委託契約に係る契約保証金については、副生副生成物資源化事業者が納付するものとします。 詳しくは修正した入札説明書をご参照ください。
14	入札説明書	29	第6章	6	(2)	3)				契約保証金	西尾市契約規則第31条（3）の適用により、副生成物運搬業務委託契約における契約保証金は免除としていただけないでしょうか。 他自治体で同様に契約規則の適用によって契約保証金が免除とされた事例があります。 運搬企業の参画意欲にも影響するため、ご検討をいただけないでしょうか。	西尾市契約規則第31条第３号の適用を認めるものとします。 詳細は、修正した入札説明書等をご参照ください。
15	入札説明書	30	第6章	6	(2)	4)				契約保証金	西尾市契約規則第31条（3）の適用により、副生成物資源化業務委託契約における契約保証金は免除としていただけないでしょうか。 他自治体で同様に契約規則の適用によって契約保証金が免除とされた事例があります。 資源化企業の参画意欲にも影響するため、ご検討をいただけないでしょうか。	西尾市契約規則第31条第３号の適用を認めるものとします。 詳細は、修正した入札説明書等をご参照ください。
16	入札説明書	30	第6章	6	(2)	4)				契約保証金	「運営事業者は、・・・（中略）・・・契約保証金として副生成物運搬業務委託契約の締結時に本市に納付する。」とありますが、「副生成物資源化業務委託契約の締結時」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問回答No.12及びNo.13をご参照ください。
17	入札説明書 添付資料－2									契約スキーム（案）	ストーカ式焼却方式において、鉄や落じん灰を回収する提案をした場合、売却収入の所掌は貴市もしくは事業者のどちらとなりますでしょうか。	ご提案の場合の売却収入は、事業者の所掌とします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
18	入札説明書 添付資料－４	4	4	(2)	1）	(ｲ)				改定に用いる指標	「第１回目の改定は、入札時点から直近１年間（令和７年１月から令和７年１２月まで）の平均値を基準とし、」とありますが、入札書を提出する令和７年６月時点の指標として頂けないでしょうか。近年、物価の変動が激しいため、入札書を提出する令和７年６月から令和７年１２月までの７か月分の物価変動を見積金額に織り込むことが困難なためご検討くださいますようお願いします。	入札説明書に記載のとおりとします。
19	入札説明書 添付資料－４	4	4	(2)	1）	(ｵ)				改定に用いる指標	改定に用いる指標は原則変更しないと記載ありますが、実態に整合しない場合の運営事業者からの提案はどのタイミングで提案すべきでしょうか。例えば、事業提案書の事業計画内で指数をご提案させていただき、落札者決定後に契約協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、市場の変動等により改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、契約締結後に協議することとします。
20	入札説明書 添付資料－4	5	4	(2)	表3					改定に用いる指標	運営費の改定に用いる指標について、事業者が希望する指標を提案書提出時もしくは契約協議時に提案させていただけないでしょうか。	質問回答No.19をご参照ください。
21	入札説明書 添付資料－4	5	4	(2)	表3					人件費指標	毎月勤労統計調査の賃金指数は当該年度の９月時点で最新月の速報値と、最新月以外の確報値を採用するという理解でよろしいでしょうか。	改定率を算出する際に用いる指標ごとの直近１年間の平均値とは、確報値を用いるものとします。
22	入札説明書 添付資料－4	5	4	(2)	表3					変動費単価Ｂ	改定の対象に薬剤費が含まれておりませんが、契約協議の際に実情に合った指標について協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No.19をご参照ください。
23	入札説明書 添付資料－5	3	3	(1)						運転停止型減額措置	処理対象物以外の処理不適物が混入（例：爆発物等）など運営事業者側の過失によらない運転停止が明らかになった場合は、減額措置の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書 添付資料－5	9	7	(1)						設計・建設業務に係る地域企業発注額について	「地域企業発注金額は、２市１町に本社がある企業への発注金額である。」とあるため、建設JVで地元企業が元請けとなる場合の地元企業の請負額は地域企業発注金額の対象外と理解してよろしいでしょうか。	建設JVで地元企業が元請となる場合も地域企業発注額に含めるものとしますが、発注額の重複は認めません。（例.２市１町内企業(元請)から２市１町内企業(下請)へ発注する場合は、元請の発注予定金額から一次下請への発注予定金額を差し引いて計上すること。）
25	入札説明書 添付資料－5	9	7	(1)						設計・建設業務における地域企業発注金額	事業者が元請でJV（共同企業体）を組成し、かつJV構成員に地元企業が含まれる場合には、JV受注金額のうち地元企業の出資比率分については地域企業発注金額に算入可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、質問回答No.24をご参照ください。
26	入札説明書 添付資料－5	9	7	(1)						設計・建設業務における地域企業発注金額	事業者が元請や一次下請けなどでJV（共同企業体）を組成する場合、地域企業発注金額の対象としてカウントするのはJVへの出資割合のうち地元企業の出資比率分のみと理解してよろしいでしょうか。 【例】 JVの構成比率が地元企業20：地元外企業80 工事金額100億円の場合、地元発注金額は、100億円×20%＝20億円	ご理解のとおりです。また、質問回答No.24をご参照ください。
27	入札説明書 添付資料－5	9	7	(1)						設計・建設業務における地域企業発注金額	JV（共同企業体）から地元企業に発注した場合は、JVにおける地元企業の出資比率分を除いた比率が地域企業発注金額のカウント対象となるものと理解してよろしいでしょうか。 【例】 JVの構成比率が地元企業20:地元外企業80 JVから下請けとして地元企業に10億円を発注する場合、地元発注金額は、10億円×(100%-20%(地元企業のJV比率分))＝8億円	ご理解のとおりです。また、質問回答No.24をご参照ください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
28	入札説明書 添付資料－5	9	7	(3)						本市による地域企業発注金額達成状況の確認	落札者決定基準の評価項目１．（４）地域貢献において、「特に本市に本社がある企業への発注額」が評価されると記載がありますので、地域企業発注金額達成状況の確認についても西尾市と岡崎市・幸田町への地元企業発注額をそれぞれ区別して確認して頂きますよう、お願いします。	ご意見として参考にいたします。
29	入札説明書 添付資料－5	10	9	(3)						提案本市内雇用者給与未達減額措置	「ただし、提案本市内雇用者給与の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とありますが、運営期間中に雇用者の個人的事由で（結婚に伴う転居など）、貴市外に住民票を移した場合は運営事業者の責めに帰すことのできない事由としてペナルティの対象外とすることをお認め頂けないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
30	入札説明書 添付資料－6	1	1							法律等の制度の変更	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は表No1の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札説明書添付資料－４「対価の支払方法について」の「４．運営費の改定」に示している物価改定に含まれているとお考えください。
31	入札説明書 添付資料－7	1	3	(1)						事業者が付保する保険	事業費低減のため、組立保険で建設工事保険の内容をカバーできる場合は、建設工事保険への加入は不要と考えてよろしいでしょうか。	組立保険で建設工事保険での保険対象をすべて網羅できると証明できる場合に限り、ご提案を認めます。
32	落札者決定基準	4	3	1	(4)	①				地域貢献	「特に本市に本社がある企業への発注額」を評価すると記載がありますが、西尾市と岡崎市・幸田町の地元発注企業の発注額は具体的にどのように評価されるか考え方をお示し頂けないでしょうか。 （例　西尾市の地元企業への発注額には一定の係数を掛けて評価上の地元発注額とみなすなど。）	本市に本社がある企業への発注金額を重視して定性的に評価します。
33	落札者決定基準	4	3	1	(4)	①				地域貢献	入札説明書26ページ「４．地域への貢献　3）」にて「本市に本社を置く地元企業からの用役、材料の調達についての配慮」とありますが、提案様式7-7には「運営業務での2市1町内企業への発注予定額とありますので、運営業務においても設計・建設と同様に2市1町への地元発注額が評価され、特に西尾市の地元企業への発注額が評価されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	落札者決定基準	5	3	3	(1)	②				災害廃棄物処理適応性	「仮置き場での選別後可燃ごみ粗大ごみの処理」とありますが、仮置き場の設置および災害廃棄物の運搬は貴市の業務範囲であり、運営事業者の業務範囲は受付・計量業務以降の運転管理業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	落札者決定基準	5	3	5	(1)	①				エネルギー回収能力	「ごみ量・ごみ質変動も踏まえたうえで、運営業務期間を通じた余剰電力量が最大化されているか。」とありますが、当該評価項目の様式集に低位発熱量３ケースと年間ごみ処理量３ケースを掛け合わせた合計９ケースの年間余剰電力量を記載することを求められております。各事業者のエネルギー回収能力の評価指標は、こちら９ケースの合計値・平均値でしょうか。もしくは最頻出の基準ごみ時における余剰電力のみを評価対象として、その他のごみ質は参考値でしょうか。	各ごみ質及びごみ処理量に応じた余剰電力を比較し、評価を行います。
36	落札者決定基準	5	3	5	(1)	③				脱炭素	「運営業務期間を通じた二酸化炭素排出量が可能な限り少なくなるような提案がなされ、最小化されているか。」とありますが、J-クレジットの購入などによる二酸化炭素排出量の削減は認められないと理解してよろしいでしょうか。当該提案が認められた場合、見かけ上の二酸化炭素排出量を際限なく減らすことが可能となり、「エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設」に貢献する提案を評価する、という落札者決定基準の趣旨から外れてしまうと考えます。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
37	落札者決定基準	5	表1	5	(1)	③				脱炭素	都市ガスを燃料として利用する場合、カーボンニュートラルガスの採用やJクレジットでCO2相殺することは二酸化炭素排出量の低減として評価されますか。	カーボンニュートラルガスについては、二酸化炭素排出量の対策としては加味できますが、非価格要素審査における評価項目No.25「コスト変動対応」において、この金額も参考に評価することになります。 Jクレジットについては質問回答No.36をご参照ください。
38	落札者決定基準	5	3	5	(3)	①				最終処分量	「最も最終処分量が少ない提案の応募者を満点の4点として、20年間の運営期間トータルで10,000tの差が付く毎に1点を減じる評価とする」と記載がありますが、10,000t未満の差の場合には評価に差がつかないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	落札者決定基準	5	表1	7	(2)	①				コスト変動対応	都市ガスコージェネレーションシステムで場内の電力を賄い、売電量を増やすために使用する燃料も記載の燃料料金に含まれるでしょうか。都市ガスコストが高騰し売電量を増やすメリットがない場合、コージェネレーションシステムの常用稼働を停止することでコスト変動に対応できるものと考えられます。	都市ガスコージェネレーションシステムを使用する際に要する燃料も、当該評価項目の算出式における燃料料金に含めるものとします。
40	落札者決定基準	6	3	(2)	イ					評価項目の採点基準	「No8地元雇用」「No22最終処分量の低減」「No25コスト変動対応」については、算出式のみに基づいて点数が決定され、それ以外の提案内容は評価対象とはならないと理解してよろしいでしょうか。 また提案書には点数算定に必要な数値およびその算定根拠のみを記載するという理解でよろしいでしょうか。	1点目については、ご理解のとおりです。 2点目については、評価に際し、必要と思われる事項をすべて記載してください。
41	落札者決定基準	6	3	(3)						価格審査	「価格点の算出にあたっては、定量化限度額を設定する。」とありますが、定量化限度額は建設費・運営費のそれぞれに設定されるのではなく、総額に対して設定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	1	第1章							総則	管理棟、プラザ棟、洗車棟、車庫棟の解体工事を予定されていますが、解体は杭基礎含めすべての地下構造物を撤去と考えてよろしいでしょうか。また、雨水排水設備や舗装含めて全て撤去と考えてよろしいでしょうか。残置予定される構造物がある場合、新設構造物との干渉を確認するため、図面にてご提示をお願い申し上げます。	ご理解のとおりです。ただし、工事利用可能区域（追加工事エリア）については、管理棟等の解体工事中にもペットボトル成型品等の資材置場として使用するため、アスファルト舗装の撤去は行いません。また、当該部分の埋設配管も残置します。事業実施区域のうち、アスファルト舗装を残置する範囲を要求水準書添付資料（追加）－40「アスファルト舗装残置範囲」に示します。 また、敷地（沈砂池）から雨水を須美川まで排水するための放流管についても残置します。詳細は要求水準書添付資料－4「調整池構造図」を参照してください。
43	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	3	第１章	第１節	3	(1)	カ			現焼却棟との切替	「本件施設建設工事完了後、現焼却棟の解体及び新たなリサイクル施設の建設工事が計画されている」とありますが、本件施設受電後、現焼却棟の解体まで本件施設から現焼却棟への電力供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	4	第１章	第１節	3	(2)	カ、キ			資材置場利用区域	「建設工事ステップ１における、資材置場①及び②おいては、工事ステップ２の段階で先行工事エリア及び追加工事エリア内にて移動・保管・積込みスペース及び動線を確保すること。」と記載されておりますが、本案件の狭隘な工事利用可能区域で、動線を確保しつつ、このエリアを確保するとなると、本工事の仮設・工事・工程に大きく影響が出ます。具体的な要望位置及び面積をご提示いただけないでしょうか。	資材置場の位置及び面積については、本市の運用上の利便性に配慮したうえで、事業者にて想定してください。 なお、資材置場①については工事ステップ２の段階で先行工事エリアに移設することを求めていますが、資材置場②については本工事終了までに事業実施区域に移設してください。
45	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	4	第１章	第１節	3	(2)	キ			資材置場②	資材置場②の必要面積は、要求水準書添付資料－３に示される面積を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	1,000mm×1,200mmのメッシュコンテナを52個、2,300mm×6,300mmのコンテナを1個、その他資材（1,800mm×4,000mm程度）を保管できる面積を確保してください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
46	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	コ			工事計画	「掘削については、土壌調査を実施した範囲外は原則として認めない。土壌調査実施範囲については、要求水準書添付資料－６「土壌汚染調査実施範囲」を参照のこと。」とありますが、実施範囲内での土壌汚染調査の結果、特に汚染等はなかったものとの理解でよろしいでしょうか。 また、同上汚染調査の実施範囲外での掘削が生じた場合、事業者の責任において愛知県等の協議は行いますが、調査の結果汚染等が判明した場合は、その対策に係る費用及び工程等について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問について、敷地の一部において土壌汚染が確認されていますが、本市が事前に汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。本工事においては、汚染土壌はないものとしてお考えください。 また、後段のご質問については、ご理解のとおりです。
47	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(2)	コ			工事計画	土壌汚染状況詳細調査実施のご指定がありませんが、土壌汚染対策法第４条第１項に基づく届出後、調査命令は出ないものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法第４条第１項に基づく届出は、本市が事前に実施する予定であり、調査命令は出ないものと考えております。
48	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	コ			工事計画	本案件の事業区域内における土壌汚染調査は貴市にて事前に実施されており、汚染土壌の掘削除去も事前に実施されるものと理解してよろしいでしょうか。また土壌汚染調査結果資料は閲覧可能でしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。 また、後段のご質問について、土壌汚染調査結果資料は入札参加資格審査を通過した事業者に別途提供します。
49	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	コ			工事計画	ごみピット等のかなり深い層まで掘削が予想されますが、汚染土壌による本工事への影響は無いものと理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法の手続き上においてはご理解のとおりです。なお、質問回答No.50もご参照ください。
50	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	コ			工事計画	要求水準書添付資料－６「土壌汚染調査実施範囲」内に汚染土壌が確認され、汚染された残土を処分する必要が生じた場合は、その処分、運搬及び掘削時等に生じる対策に係る費用について、ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ス			工事計画	「令和８年７月頃までに仮囲いを設置すること」とありますが、設置時期については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
52	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(2)	セ			工事計画	ホワイトウェイブ21への高圧電源給電に関する工事計画のため、次の事項についてご教示いただけないでしょうか。 ・屋外からホワイトウェイブ21への高圧電源引込場所 ・高圧電源引込場所からホワイトウェイブ21電気室内高圧電源接続盤までの屋内配線ルート ・ホワイトウェイブ21電気室内の高圧電源接続盤の位置 ・既設高圧ケーブル配線サイズ	要求水準書添付資料（追加）－43「ホワイトウェイブ21における電気設備関連資料」をご参照ください。
53	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	セ			工事計画	要求水準書添付資料－９「敷地内の電力供給施設の電源供給場所」及び添付資料－10「各施設の単線結線図」を踏まえ、新設棟から各所へ送電する電圧、回線数、電源種別について下記の通りと認識しております。誤りがありましたら、修正指示をお願い致します。 ・リサイクル棟：6600kV×1回線、非常用210-105V×1回線 ・廃プラスチック減容処理施設：440V×1回線 ・ホワイトウェイブ21：6600kV×1回線 ・(既設)計量棟：200V×1回線、非常用210-105V×1回線	・廃プラスチック減容処理施設：440V×1回線は、リサイクル棟から送電していますので、新設棟から直接送電は不要です。 ・(既設)計量棟：非常用210-105V×1回線は、常用の照明用電源として供給しています。非常用電源での供給は不要です。動力200V×1回線、照明用電源210-105V×1回線は共に新設棟から供給します。
54	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ソ			工事計画	リサイクル棟向け各種配管接続（給湯用温水配管、プラント用水配管、給水配管、消火栓用配管及び冷却水配管）、及びホワイトウェイブ21への高温水配管接続について、接続工事期間中、各施設への供給は停止を許可いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、供給停止期間は可能な限り短期間となるように配慮ください。また、接続工事期間については、利用者・委託業者への周知が必要ですので、各施設の運転計画の作成時（1年前以前）までに本市と協議するようにお願いします。
55	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ソ			工事計画	「リサイクル棟への各種供給配管の接続点については、要求水準書添付資料－11を参照のこと」とありますが、添付資料内にて各種配管の接続点が明記されておりません。接続点の詳細位置に関しては事業者提案と認識してよろしいでしょうか。	接続点の詳細位置については、現地で確認のうえ、事業者にて計画してください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
56	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ソ、タ			工事計画	既設系統への接続に関して、圧力範囲（耐圧仕様）にご指定があればご明示ください。	リサイクル棟接続の既設配管については、以下のとおりです。 ①給水：使用圧力5kg/c㎡、設計圧力：6kg/c㎡、常温 ②給湯：使用圧力2kg/c㎡、設計圧力：6kg/c㎡、温度90℃ ③屋内消火栓用：使用圧力5.3kg/c㎡、設計圧力：9kg/c㎡、常温 ④冷却水：使用圧力4kg/c㎡、設計圧力：7kg/c㎡、温度60℃ ⑤プラント用水：使用圧力4.3kg/c㎡、設計圧力：7kg/c㎡、常温
57	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ソ、タ			工事計画	ホワイトウェイブ21向け供給配管に関して、要求水準書添付資料－11、13内に「プール排水」という用途の配管がありますが、要求水準書内に「プール排水」の記載がありません。当該配管は今回工事の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	ソ、タ			工事計画	ホワイトウェイブ21およびリサイクル棟への既設供給設備に関して参考にさせて頂く目的で、現焼却棟の竣工図資料を閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	現地説明会の際に閲覧してください。
59	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	5	第１章	第１節	3	(2)	タ			工事計画	ホワイトウェイブ21への高温水配管について、要求水準書添付資料－13参照とありますが、本添付配管竣工図に示されている位置がわかる平面図をご提示ください。 添付資料－12及び添付資料－13の舗装復旧平面図に示される位置がそれと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料（追加）－42「ホワイトウェイブ21配置図」をご参照ください。
60	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	7	第１章	第１節	5	(2)	ア			立地条件	気象条件の「気温」に関して「最高39.3℃（平成30年）、最低-7.6℃（平成11年）」とありますが、空調負荷計算および換気量計算に設定する外気温条件は上記最高・最低気温ではなく、「建築設備設計基準に基づく名古屋の設計外気温（＝最高36.6℃、最低0.5℃）」としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(3)	オ			日影規制	本敷地は、建築基準法第56条の2 日影による中高層建築物の高さの制限 第3項の建築物の敷地が道路、川に接する場合に該当し、第1項本文の規定の適用の緩和に関する措置を受けられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(3)	オ			日影規制	上記に該当する場合、建築基準法施行令第135条の12 日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外等 第3項第一号 ただし書き 当該道路、水面の幅が10mを超えるときを適用し、水面（須美川）の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離５ｍの線を敷地境界線とみなすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(4)				緑地面積率	事業実施区域内に必要な緑地面積算出のため、敷地面積のうち事業実施区域以外で何㎡の緑地面積があるかご教示ください。	敷地面積のうち、事業実施区域以外での緑地面積は10,959㎡程度です。また、緑地の範囲は要求水準書添付資料（追加）－44「現状の緑地面積」をご参照ください。
64	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	8	第１章	第１節	5	(4)				緑地面積率	現状の緑地面積及び環境施設面積の該当箇所と面積値が分かる資料をご提示ください。	質問回答No.63をご参照ください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
65	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	8	第１章	第１節	5	(6)				敷地周辺設備	「各種取合い点は、要求水準書添付資料－１「事業実施区域及び工事利用可能区域」を参照のこと。」とありますが、各設備の取合い点の明記はされていません。各設備の取合い点をご明示ください。	各種取合い点は、以下のとおりとします。 ・電力については、事業実施区域の北東側に存在する鉄塔設置位置付近とし、詳細は建設事業者が中部電力パワーグリッド株式会社と協議の上、決定してください。 ・上水については、建設事業者が本市の上下水道部と協議の上、決定してください。また、現在の取合い点は、要求水準書添付資料（追加）-45「現在の上水の取合い点」を参照してください。 ・雨水については、要求水準書添付資料-5「西尾幡豆クリーンセンター（ごみ焼却施設・リサイクル施設）移転新築工事竣工図（外構図・植栽図）」を参照のうえ、事業者にて計画してください。 ・電話・通信については、建設事業者が決定してください。なお、現在の取合い点は、要求水準書添付資料-35「既存施設の電話・通信設備取合い点」を参照してください。
66	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	8	第１章	第１節	5	(6)	イ			用水	工業用水の契約上の最低使用量単位が4m^3/h(96m^3/日)とありますが、使用量の上限はありますでしょうか。使用量の上限がある場合、上限使用量をご教示ください。	明確な基準はありませんが、契約水量から超過することで他の受水事業所に影響が出ることがあるため、原則超過しないように契約水量をお考えください。
67	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	9	第1章	第1節	6	(2)				試運転期間	試運転期間「令和 12 年２月から令和 12 年６月まで（予定）」とありますが十分な試運転期間を確保するため、開始時期の前倒しについてご協議いただけますでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は設計時の協議とします。
68	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	10	第1章	第2節	2					計画処理量	表１-２にて可燃ごみ、可燃性粗大ごみの計画処理量の記載がありますが、適正なプラットホーム作業員配置計画のため、可燃性粗大ごみの計画処理量の内数をご教示願います。	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの合計のうち、可燃性粗大ごみの割合は約3%程度とお考えください。
69	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	10	第1章	第2節	2					処理対象物の種類	表１-２にて処理対象物の種類に浄化槽汚泥の記載がありますが、想定される搬入車両の寸法（全長、全幅、ホイールベース、最小回転半径等）についてご教示願います。	想定される搬入車両の寸法は、全長：5,220ｍｍ、全幅：2,260ｍｍ、全高：2,290ｍｍ、ホイールベース：2,780ｍｍ、最小回転半径：5.2ｍです。
70	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3	(1)				計画ごみ質	可燃性粗大ごみは「タンス、ふとん等」とありますが、剪定枝も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。含まれる場合、既設では剪定枝をストックヤードへ搬入しておりますが、新工場でも同様に剪定枝を現ストックヤードに搬入し重機にて長尺物を粗破砕した後、新工場の可燃性粗大ごみ貯留ヤードへ搬入されるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、新工場への横持ち作業は貴市にて実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	可燃性粗大ごみには剪定枝も含まれます。なお、ストックヤードで粗破砕した後に新ごみ処理施設に搬入する場合と、粗破砕をせずに直接搬入する場合があります。 ストックヤードから本件施設への横持ち作業は、本市が実施します。
71	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	11	第１章	第２節	3	(2)	表1-4			計画ごみ質	表１-４　計画ごみ質には、表１-２に示される処理対象物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設処理残渣、浄化槽汚泥）が含まれたごみ質との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	12	第1章	第2節	4	(3)				搬入車両台数	「岡崎市及び幸田町の収集車量の搬入分が増加することになる」とありますが、貴市基本計画に記載の通り、増加するのは収集車のみであり、岡崎市及び幸田町からの一般車両（直接搬入車両）の増加はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	14	第1章	第2節	5	(6)				設備方式	表１-６にて⑦副生成物処理設備の焼却飛灰処理設備に「薬剤処理を行わない乾燥状態又は薬剤処理後の湿潤状態の、いずれの状態でも搬出ができるように切り替えができる構造とする」とありますが、薬剤処理を行わない乾燥状態での搬出は非常用との理解でよろしいでしょうか。 現段階で乾灰出しを想定されている場合、搬出頻度・積出時間・車両サイズについてご教示願います。	焼却飛灰については、資源化又は最終処分を計画しており、資源化業者の引取り条件に応じて乾燥状態での搬出も想定されるため、搬出状態の切り替えが可能な仕様を要求しています。なお、現時点では、搬出頻度・積出時間・車両サイズ・搬出基準等を提示することはできません。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
74	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	14	第１章	第２節	5	(6)	表1－6	⑦		副生成物処理設備	「薬剤処理を行わない乾燥状態又は薬剤処理後の湿潤状態の、いずれの状態でも搬出ができるように切り替えができる構造とする。」とありますが、乾燥状態で焼却飛灰を搬出する場合の搬出基準はありますでしょうか。搬出基準がある場合、基準値をご教示ください。	質問回答No.73をご参照ください。
75	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	16	第１章	第２節	6					余熱利用計画	リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設及びホワイトウェイブ21に自営線供給するとあり、各施設の年間電力使用量は要求水準書添付資料－２８に示されております。各施設の見込み使用電力量はH30年度～R4年度の平均で、以下の数値を見込んだ上で、売電電力量を算出するとの理解でよろしいでしょうか。 リサイクル棟：459,430kWh/年 廃プラスチック減容処理施設：33,760kWh/年 ホワイトウェイブ21：1,897,050kWh/年	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	16	第1章	第2節	6					余熱利用計画	高効率で省エネ効果の高い給湯設備採用等により売電電力量が可能な限り多くなるように設計することを前提に、場内給湯及びリサイクル棟への温水供給については、ごみ発電による電力を使用する電気式を提案させていただくことは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
77	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	17	第１章	第２節	6	(1)				余熱利用計画	リサイクル棟への温水供給条件について、参考値との記載がありますが、応札時の高温水設備設計に係る計画条件と考え、実施設計において本条件に変更があった場合は、それに係る費用について協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、既設焼却施設からリサイクル棟への温水は、焼却施設側の余熱利用にて作った給湯温水をリサイクル棟の各給湯器具設備に供給する設備と考え、供給温度の給湯を既設配管に接続する計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	17	第１章	第２節	6	(1)				余熱利用計画(リサイクル棟)	「還水45℃」とありますが、新工場の余熱利用設備計画のため、リサイクル棟への温水供給について、リサイクル棟側の機器構成が確認できる資料をご提示願います。 また、温水の利用用途、リサイクル棟への温水による熱供給量の時間最大、月別合計等をご教示願います。	循環により、熱損失が発生します。リサイクル棟には2つの浴槽があり、22か所に混合栓が設置されています。 また、リサイクル棟への温水による熱供給量についてのデータはありません。
79	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	17	第１章	第２節	6	(2)				余熱利用計画(ホワイトウェイブ21)	ホワイトウェイブ21に供給する温水供給設備計画の為、現施設の以下の仕様をご提示いただけますでしょうか。また、供給温水温度、還水温水温度に関し、帳票など実際の運転データがありましたらご提示願います。 ・高温水の供給圧力(取り合い圧力) ・熱交換器の仕様(温度・圧力・交換熱量などの常用及び最高使用条件)	要求水準書添付資料（追加）—47「高温水発生器（熱交換器）の仕様」、要求水準書添付資料（追加）－48「ホワイトウェイブ21側熱交換器の仕様」をご参照ください。 また、運転データとして、点検記録時における供給熱量データを要求水準書添付資料（追加）－49「ホワイトウェイブ21への供給熱量データ（点検記録時）」に示しますので、ご参照ください。
80	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	17	第１章	第２節	6	(2)				余熱利用計画	ホワイトウェイブ21への高温水供給条件について、参考値との記載がありますが、応札時の高温水設備設計に係る計画条件と考え、実施設計において本条件に変更があった場合は、それに係る費用について協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 「実施方針等に関する意見または質問への回答のNo.69」に記載の条件では、供給温度：130℃、還水温度：70℃、最大流量53.5m^3/hと回答ですが、どちらを採用すればよろしいでしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。 また、後段のご質問について、最大供給熱量は12.6GJ/hであり、この場合の供給温度は130℃、還水温度は70℃、流量は53.5m3/hとなります。
81	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	17	第１章	第２節	6	(2)				余熱利用計画	「リサイクル棟、ホワイトウェイブ21に温水供給を行うこと」とありますが、新施設棟からの温水及び給湯・冷却水の供給を行うのは、引渡しの２か月前のごみを全量受け入れてからとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は設計時の協議とします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
82	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	22	第１章	第３節	1	(3)				公害防止基準	敷地境界における騒音規制に関して、「暗騒音／既設棟による敷地境界での音圧レベル」の影響を考慮する必要がある場合、それぞれの受音点と音圧レベルをご教示ください。	騒音測定時には、暗騒音／既設棟による敷地境界での音圧レベルの影響を考慮してください。なお、これらの音圧レベルについては、騒音測定時に事業者にてご確認ください。
83	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	22	第１章	第３節	1	(3)				公害防止基準	管理諸室内の騒音基準に関して「騒音等級２級を遵守すること」とありますが、本施設の管理諸室の室用途は「事務所」としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(3)	エ	(ア)		建設工事基本条件	既存施設の円滑な運用と安全を守るため、工事用仮設出入口を北側道路東側に設けてもよろしいでしょうか。 周辺道路の環境や安全に考慮して仮設出入口には仮設ゲートを設置し、誘導員を配置します。また、工事完了後には現況復旧します。	ご提案を認めます。
85	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	32	第１章	第４節	2	(3)	エ	(ｲ)		仮設道路、仮設駐車場	本項の「仮設駐車場」は工事用車両を対象としたものとの理解でよろしいでしょうか。	エ　工事関係車両の進入退出経路（イ）については、ご理解のとおりです。なお、オ　仮設工事（キ）に記載のとおり、工事用車両に限らず、本市の事務系職員等が使用するための仮設駐車場も含みます。
86	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	32	第１章	第４節	2	(3)	エ	(ｵ)		交通誘導員	本項の「交通誘導員」は工事用出入口に配置し、工事関係車両を誘導する人員の理解でよろしいでしょうか	工事関係者だけでなく、現西尾市クリーンセンターを利用する方々の安全性を確保するために、必要な人員を配置してください。
87	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	33	第１章	第４節	2	(3)	オ	(ｴ)		施工監理	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請書に記載する工事監理者の配置は、受注者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	33	第１章	第４節	2	(3)	オ	(ｴ)		施工監理用事務所	「施工監理用事務所は建設事業者の現場事務所とは別室にして設置すること」とありますが、合棟としてよろしいでしょうか。 また、施工監理用事務所の広さについては協議いただけますでしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。 後段のご質問については、要求水準書に記載のとおりとします。
89	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	33	第1章	第4節	2	(3)	オ	(ｷ)		仮設駐車場	「事務系職員や運転員等が利用するための仮設駐車場を敷地内に整備すること」とありますが、要求水準書添付資料－２「工事ステップ図」の駐車場利用可能エリアを利用するにあたり、エリア内にある資機材および近接する仮設物があれば、工事着工までに移動または撤去いただけるものと考えてよろしいでしょうか。残置物及び近接する仮設物があればご教示ください。	要求水準書添付資料－２「工事ステップ図」の駐車場利用可能エリアを利用するにあたり、エリア内の残置物は、本市が工事着工までに移動又は撤去いたします。
90	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	34	第１章	第４節	2	(3)	オ	(ｸ)		土壌調査実施範囲以外の掘削	要求水準書添付資料－２５「工事用車両等利用可能区域」の調整池エリアについて、エリア内有効利用のため、工事事務所等の仮設建屋の階数を増やしての設置を検討しています。この場合、基礎構築のため基礎部分の舗装面を撤去・掘削する必要がありますが、掘削土は場外搬出せず附近仮置きの上、仮設建屋撤去後は原状復旧することを条件に仮設建屋の設置をお認めいただけないでしょうか。	調整池の容量を確保する前提で、掘削部分が全て50cm以内、土壌の飛散又は流出をしないこと、掘削土は場外搬出しないこと、また掘削土は事業実施区域内に仮置きの上、仮設建屋撤去後は原状復旧することのすべてを満たした場合に仮設建屋の設置を認めます。 なお、仮設建屋を設置する場合に、本工事終了までに仮設建屋の解体まで終了するものとしますが、基礎部分の撤去は本市と協議のうえ決定するものとします。
91	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	34	第１章	第４節	2	(3)	オ	(ｸ)		仮設駐車場を除く仮設物の建設場所	「仮設駐車場を除く仮設物の建設場所は、原則として事業実施区域内とすること」とありますが、要求水準書添付資料-４にある調整池や多目的広場等の事業実施区域外の用地利用をお認めいただけないでしょうか。	質問回答No.90をご参照ください。
92	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	35	第１章	第４節	2	(3)	ク	(ｼ)		観測井	観測井の設置場所と数量は建設事業者の判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建設事業者が検討のうえ、本市が承諾した設置場所と数量となります。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
93	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	35	第１章	第４節	2	(3)	コ			作業日及び作業時間	作業日の４週８休とは、建設工事現場としてのお考えでしょうか。各職員および作業員が４週８休として、建設工事事務所自体は４週８休でなくともよろしいでしょうか。	作業日の４週８休とは、建設工事現場としての考えではありません。作業員の週休２日制を行うものとし、作業所自体の４週８閉所は行わない考えを前提としてください。
94	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	35	第１章	第４節	2	(3)	コ			作業日及び作業時間	「作業日は、年末・年始を除いた日のうち、原則として４週８休とし、作業時間は、午前８時３０分から午後５時までとする」とありますが、土日及び年末年始を除いた祝日は作業可能との認識でよろしいでしょうか。また、土日等休日での作業は貴市に事前に申し入れ承諾を得れば作業可能と理解してよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。
95	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第１章	第４節	2	(3)	サ			工事に伴う環境調査	騒音・振動・粉じんの調査は敷地境界４箇所と考えてよろしいでしょうか。また、リアルタイム表示については、その中で事業者側で１箇所を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。調査場所については、建設事業者が検討のうえ、本市が承諾した場所とします。
96	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第１章	第４節	2	(3)	セ			仮設用水、仮設電気等	仮設事務所で使用する上下水道は施設内の本管と接続させていただいてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、上水道は、仮設事務所で利用した水量が分かるようにメーターを設置してください。
97	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第１章	第４節	2	(3)	ソ	(ｱ)		敷地外貸与駐車場	要求水準書添付資料－２５「工事用車両利用可能区域」の善明町山田12エリアについて、事業実施区域から離れている事から仮設の給水・電気の引込及び仮設トイレを設置しての利用は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第１章	第４節	2	(4)	イ	(ｱ)		現場代理人の資格	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格（1級施工管理技士及び監理技術者）を有する者」の記載がありますが、経歴書等で十分な実績を有してると判断頂ける場合は当該資格を有しないものを配置してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
99	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第１章	第４節	2	(4)	イ	(ｱ)		現場管理	「建設事業者は、工事の進捗を適切に管理するため、現場代理人を配置しなければならない。」とありますが、乙型JVの場合、土木建築工事期間中は、建築物等の建設企業の現場代理人を配置する計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第1章	第4節	2	(4)	イ	(ｱ)		現場代理人の配置	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格（1級施工管理技士及び監理技術者）を有する者」とありますが、建築工事とプラント工事を特定建設工事共同企業体(乙型JV)にて実施する場合のプラント工事における現場代理人は「清掃施設の監理技術者資格」を有するものと考えてよろしいでしょうか(清掃施設には1級施工管理技士がないため)。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	36	第1章	第4節	2	(4)	イ	(ｱ)		現場代理人の配置	「建設事業者は～監理技術者を配置しなければならない」とありますが、公共工事標準請負約款第十条に記載されていますように現場代理人と監理技術者は兼務できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	37	第１章	第４節	2	(4)	イ	(ｽ)		通行証	「資機材等の運搬車両には事前に通行証を発行し、通行時に確認を行う」とありますが、宅急便、混載便などの事前に通行証を発行することが困難な輸送車両に関しては免除いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	37	第１章	第４節	2	(4)	ウ	(ｲ)		品質管理	構造設計担当者による現場管理について記載されていますが、ここに記載の構造設計担当者とは、構造設計建築士等の有資格者ではなく、実施設計において実際に構造設計に関わっていた技術者（設計業務元請企業、そこからの委託会社問わず）との理解でよろしいでしょうか。 また、その管理方法は現地での常駐管理を基本とするものではなく、適宜現場確認を行う等、その管理方法は受注後の協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
104	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	39	第１章	第５節	1	(4)				使用材料規格	「検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、海外製を採用する場合リモート検査は可能でしょうか。 リモート検査ができない場合、立会検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	工場検査について、リモート検査は不可とします。海外工場での工場検査については、本市から委託を受けた施工監理者の立会検査に必要な費用を事業者が負担することで、検査を実施できるものとします。なお、本市職員の立会検査に必要な費用は本市が負担します。
105	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	39	第１章	第５節	3	(3)				使用材料・機器の統一	「電線については原則としてエコケーブル」とありますが、エコケーブルは、盤間および盤以降の機器間の配線工事への採用とし、電気盤内に関しましては特に電線種別の指定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書　第Ⅰ編　設計・建設業務編	39	第1章	第5節	3	(3)				使用材料・機器の統一	「電線については原則としてエコケーブル」とありますが、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.76』の通り、エコケーブルは盤間および盤以降の機器間の配線工事への採用とし、電気盤内に関しては電線種別の指定は無いと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No.105をご参照ください。
107	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	40	第１章	第６節	1					試運転	本件施設受電後の試運転期間中も、新施設からリサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、ホワイトウェイブ21へ給電を行うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、ホワイトウェイブ21で必要な契約電力及び従量料金についても事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。
108	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	40	第１章	第６節	1	(7)				試運転	「試運転期間中、引渡しの２か月前にごみの搬入を現焼却棟から広域ごみ処理施設へ全量切り替える」とありますが、本件施設受電後、広域ごみ処理施設でごみを全量受け入れるまでの一定期間は、現焼却棟でごみ処理が行われるため、当該期間中は1施設２回線受電を行うことになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	40	第1章	第6節	1	(7)				ごみの受入時期	「試運転期間中、引渡しの２か月前にごみの搬入を現焼却棟等から広域ごみ処理施設へ全量切り替えることができるように調整すること」とありますが、引渡し前４か月前に全量切り替えなど、試運転期間における機器調整に必要なごみ量確保のため、時期を早めることは協議可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として、ご提案を認めますが、令和12年４月から家庭ごみ100kg以下無料の取扱いが廃止になることから、この直前に一般車両（直接搬入）の台数が増加することが予測されます。当該時期に本件施設において一般車両の受入れを実施した場合には対応が困難になる可能性もあるため、一般車両のみは現焼却施設に誘導するなどの対応を協議のうえ実施する必要があると考えております。
110	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	45	第１章	第７節	3	表1-24				騒音 （敷地境界）	６.騒音試験時は、リサイクル施設は停止中との理解でよろしいでしょうか。	リサイクル施設稼働時を条件とお考えください。
111	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	45	第１章	第７節	3	表1-24				騒音 （敷地境界）	６.騒音試験の非定常時(脱臭装置・非常用発電機稼働時)の記載がありますが、非定常時の機器稼働条件をご教示ください。	脱臭装置と非常用発電機稼働時の条件は、設計の考え方によると考えておりますが、現段階で脱臭装置は１炉稼働時、非常用発電機稼働時は全炉停止時と考えております。
112	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	47	第1章	第7節	表1-26(4/5)					非常用発電機	「JIS B 8014に準じる」とありますが、ガスタービンを採用する場合は、JIS B 8041に準じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	47	第１章	第７節	3	表1-26				緊急作動試験	18.緊急作動試験の保証項目に「電力事業者からの受電、蒸気タービン発電機、非常用発電機が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。」とあります。本試験中はリサイクル棟・廃プラスチック減容処理施設・ホワイトウェイブ21への給電は不要との理解でよろしいしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、試験時間帯については、給電する施設の稼働に支障のない時間帯での試験を前提にお考えください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
114	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	50	第１章	第８節	4	(8)				契約不適合確認の基準	「用役の使用量が設計値よりも＋20%以上乖離している場合」とありますが、ごみ質由来によるものなど、計画時に想定していた条件と異なることが説明できれば、契約不適合には該当しないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	56	第2章	第1節	1	(3)	セ			歩廊・階段・点検床等	「グレーチングは、積載荷重を300ｋｇ/ｍ２としたとき、（たわみ量÷支間距離）が１/500 以下とする。」とあります。 グレーチングのたわみ量は道路橋示方書（日本道路協会）で1/500以下とされている一方、鋼構造設計基準（日本建築協会）では1/300以下とされています。 今回の用途を考慮して、1/300以下とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
116	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	60	第２章	第１節	9	(1)				断水対策	「プラント用水の受水槽は常時、1 炉運転時（基準ごみ）における使用量の７日分以上の容量を確保すること。」とありますが、プラント用水を再利用する場合、プラント用水使用量ではなく、上水及び工業用水補給水量の１炉７日分以上を確保するとの理解でよろしいでしょうか。補給水量を確保することで、断水した場合でも７日以上の１炉運転(基準ごみ)継続が可能です。	要求水準書に記載のとおりとします。
117	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	62	第2章	第2節	1	(5)	イ			計量棟での受付方法について	「計量業務は、既存計量機に隣接する場所に増設する計量機を含め原則として本市が実施することになるため、…」とありますが、現クリーンセンターと本件施設で受付の方法および確認事項は同等であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	63	第2章	第2節	1	(5)	ツ			キャッシュレス決済について	「キャッシュレス決済の端末は本市が用意する」とありますが、端末利用料および決済手数料については貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	63	第２章	第２節	1	(5)	ツ			計量機	「キャッシュレス決済の端末は本市が用意する」とありますが、キャッシュレス決済の手数料は事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.118をご参照ください。
120	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	63	第1章	第2節	1	(5)	ネ			計量機の浸水対策	実施方針等に関する意見又は質問への回答No86に基づき要求水準書添付資料-29 ハザードマップを参照すると、現計量機付近に想定される浸水深は1.0m未満と読み取れます。計量機の浸水対策については、ご提示のハザードマップにもとづいて計画するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、既存の計量棟はハザードマップにかかっておりません。既存の計量棟に進入用の計量機を増設する場合には、ハザードマップにかかる位置になると想定しており、その場合には計量機から計量システムに通じる電気配線の浸水対策を講じてください。
121	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	63	第２章	第２節	2	(3)	ア			プラットホームの有効幅	プラットホームの有効幅は投入扉の車止めから対面の壁面との理解でよろしいでしょうか。	有効幅は投入扉車止めから有効20m以上としますが、(5)特記条件内容を満たすものとして計画をお願いします。
122	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	63	第2章	第2節	2	(3)	ア			プラットホーム	幅員（有効）　【20】m以上　との記載がありますが、投入扉車止めから壁面までの長さが20m以上という理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.121をご参照ください。
123	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	64	第２章	第２節	2	(3)	オ			プラットホーム床仕上げ	アスファルト防水との記載がありますが、下階の用途を考慮し、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
124	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	64	第２章	第２節	2	(5)	サ			プラットホーム特記事項	「各ごみ投入扉付近を監視するカメラを設置し」とありますが、各ごみ投入扉各々に専用カメラを設置するのではなく、プラットホームに設置するITVカメラで全てのごみ投入扉を限なく監視出来るカメラ配置で提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	投入扉及びダンピングボックス全ての作業状況を漏れなく確認できることを条件にご提案を認めます。 詳細は、本市と協議の上決定します。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
125	要求水準書　第Ⅰ編　設計・建設業務編	64	第2章	第2節	2	(5)	サ			プラットホーム 特記事項	「各ごみ投入扉付近を監視するカメラを設置」とありますが、このカメラはダンピングボックスを含めたごみ投入扉の数量（1対1対応）が必要でしょうか。	質問回答No.124をご参照ください。
126	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	65	第2章	第2節	4	(3)	カ			プラットホーム出入口扉	開閉時間　【10】秒以内　との記載がありますが、運営に支障のない範囲で静音性や耐久性も考慮の上、開閉時間は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	開閉時間については、明確な理由がありかつ、本市が妥当と判断した場合に変更を可とします。
127	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(1)				ダンピングボックス	ダンピングボックスの形式について、傾胴式とありますが、駆動源喪失時の安全対策をとることを条件に、シャッターを省略できて投入時間が短く済み臭気対策上有利な傾斜投入式の採用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
128	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(3)	エ			ダンピングボックス駆動方法	ダンピングボックスの駆動方法について「電動式（VVVF）」とありますが、安全および機器運用面を考慮の上、VVVF要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
129	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	68	第2章	第2節	6	(5)	ク			ごみピット	「ごみクレーン受梁までは原則としてRC造またはSRC造とすること」とありますが、建物の軽量化と施工性の向上を目的にS造も候補に入れたご提案をお認めいただくことは可能でしょうか。当該部をS造とした応募者の運営工場実績は多数あり、臭気等の観点で問題なく稼働できています。	要求水準書に記載のとおりとします。
130	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	68	第2章	第2節	6	(5)	ソ			ごみピット	「2段ピットの場合、奥行きは受入側はごみバケット開き寸法の1.5倍以上」とありますが、バケットと受入ピットのクリアランスを大きくとることにより1回の積替えで奥行全域を網羅できずクレーンの稼働率影響を及ぼす可能性がございます。そのため、受入ピットの容量は、搬入量の多い日の受入に十分な余裕を見込むことを前提に奥行寸法については応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
131	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	69	第2章	第2節	7	(3)	カ			ごみクレーン	応募者の運営実績も踏まえた最適な機器容量をご提案するため、ごみの単位体積重量は、応募者提案をお認めいただけませんでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
132	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	70	第２章	第２節	7	(5)	ツ			ごみクレーン 特記事項	「電動機については、電源回生機能を設けること。」とありますが、回生エネルギーを適切に消費できることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	70	第2章	第2節	7	(5)	ツ			ごみクレーン	電力回生装置の設置による消費電力省エネ効果は小さく、万が一の故障発生時にごみクレーンの運転が行えないといった安定操業に対するリスクを考慮し、電力回生装置の設置は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
134	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	71	第２章	第２節	9	(5)	エ			脱臭装置	「容量は、ごみピット室（プラットホーム床面レベル以上）の換気回数２回/h以上とすること。」とありますが、２段ピットを採用する場合の容量は、受入側はプラットホーム床面レベル以上とし、貯留側ピットは、仕切り壁高さ以上との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり「容量は、ごみピット室（プラットホーム床面レベル以上）の換気回数２回/h以上を確保してください。
135	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	71	第2章	第2節	9	(5)	エ			脱臭装置	「容量は、ごみピット室（プラットホーム床面レベル以上）」とありますが、２段ピットを採用する場合、貯留側ピット（ホッパステージ側ピット）の換気対象空間は、仕切壁上端よりも上方空間を対象とするものと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No.134をご参照ください。
136	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	73	第２章	第３節	1	(5)	シ			ごみ投入ホッパ・シュート	感染症に罹患したおそれのある鳥及び猪等の処理について、受入、搬入、投入口までの移動、投入は、運営事業者の所掌ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、鳥インフルエンザ等の感染症に罹患した又は罹患した疑いのある小動物の受入、搬入、焼却炉への移動・投入は、運営事業者の所掌ではありません。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
137	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	75	第2章	第3節	4					炉駆動用油圧装置	1ユニットにつき油圧ポンプ2基、油圧タンク1基とし、2ユニット設けることとなっておりますが、油圧タンクは2炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることで、冗長性を確保したうえで、省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。 応募者の運営工場において多くの採用実績がありますのでご検討お願いいたします。 また、油圧ポンプの共通予備構成が認められない場合は、油圧タンクを2炉で兼用としたうえで、回転機器である油圧ポンプは1炉に対して2基（交互運転）とすることで省スペース化する提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
138	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	99	第2章	第6節	1	(1)	オ	(セ)		液面計	ボイラドラム液面計について、「ボイラドラムの片側にガラス水面計（二色液面計及び透視式液面計）を取り付けること。」とありますが、発電用火力設備の技術基準の改定により、マグネットフロート式水面計への代用が可能となっています。マグネットフロート式は、ガラスやマイカを使用する液面計に対し高圧化での漏洩リスクが少なく、長時間連続運転に適しており、維持管理の面でメリットのある方式と考えます。つきましては、マグネットフロート式液面計の採用をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
139	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	101	第2章	第6節	3	(2)				ボイラ給水ポンプ	数量3基（内1基予備）とありますが、応募者の運営工場における実績に基づき、安定稼働とLCC最小化を両立する2基（内1基予備）の提案をお認めいただけませんでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
140	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	103	第2章	第6節	6	(3)				ボイラ水保缶剤注入装置	ボイラ保缶剤として脱酸剤を使用するため、脱酸剤および復水処理剤注入装置と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	提案内容を認めます。ただし、詳細は落札者決定後に本市と協議にて決定します。
141	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	107	第２章	第６節	11	(3)	キ			純水装置	原水は[上水]となっておりますが、水質分析を検討し、問題なければ工業用水を採用してもよろしいでしょうか。	提案内容を認めます。
142	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	108	第2章	第6節	14	(2)	ウ	(ア)		中和廃液移送ポンプ	「純水製造量の1.5倍以上」とありますが、本ポンプは廃液移送のためのものであり、適正な機器容量選定のため、「時間当たりの廃液の平均流入量に対して1.5倍の余裕」を見込んだ容量とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
143	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	110	第２章	第７節	2	(3)	キ			ろ過式集じん器（バグフィルタ）	ろ過式集じん器（バグフィルタ）のろ過速度「１m/min以下」とは計画最大排ガス量（高質ごみ時）において、ろ過速度１m/min以下を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	111	第２章	第７節	2	(5)	ア			ろ過式集じん器（バグフィルタ）	「本装置の余裕率は、計算によって求められる最大ガス量の20%以上とすること。」とは、本体及びろ過材をこの風量時の静圧に十分耐えられるように設計するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	111	第2章	第7節	2	(5)	ス			ろ過材取替え用ホイスト	「ろ過材取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイストを設置すること。」とありますが、取替え作業を手動で行える構造とすることを条件に取替え用ホイストの要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
146	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	122	第2章	第9節	1	(5)	ア			押込送風機	送風機の余裕「最大風量に20%以上」とありますが、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる動力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下した際に適切な燃焼制御が困難になることが考えられます。ごみ質・ごみ量の変動に対応できる十分な余裕を持たせることを前提に、送風機の余裕については、応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
147	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	123	第2章	第9節	2	(5)	ア			二次送風機	送風機の余裕「最大風量に20％以上」とありますが、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる動力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下した際に適切な燃焼制御が困難になることが考えられます。ごみ質・ごみ量の変動に対応できる十分な余裕を持たせることを前提に、送風機の余裕については、応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
148	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	124	第2章	第9節	5	(5)	ア			誘引送風機	送風機の余裕「最大風量に20％以上」とありますが、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる動力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下した際に適切な燃焼制御が困難になることが考えられます。ごみ質・ごみ量の変動に対応できる十分な余裕を持たせることを前提に、送風機の余裕については、応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
149	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	125	第2章	第9節	6	(5)	ア			排ガス循環用送風機	送風機の余裕「最大風量に20％以上」とありますが、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる動力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下　した際に適切な燃焼制御が困難になることが考えられます。ごみ質・ごみ量の変動に対応できる十分な余裕を持たせることを前提に、送風機の余裕については、応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
150	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	126	第2章	第9節	7	(5)	ア			伸縮継手インナーガイド	「伸縮継手はインナーガイド付き」とありますが、ダストが除去されており摩耗の心配のない、バグフィルタ以降の煙道に設ける伸縮継手インナーガイドの要否は応募者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
151	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	126	第2章	第9節	7	(5)	カ			煙道	継目の溶接部は、内側を全周溶接とすることとありますが、煙道径は本施設の炉規模から算出される排ガス量およびガス流速を基に検討すると大きくとも約1m程度となります。煙道内部が狭いため、作業スペースが確保できないことから、内側溶接は施工不良による品質悪化の懸念があります。実績多数でシール性に問題のない外側からのみの全周溶接をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
152	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	127	第2章	第9節	8	(5)	キ			煙突	外筒頂部まで手摺り付階段を設置する、とありますが、最上部3m以内を梯子にすることを認めていただけないでしょうか。	点検作業や昇降時の安全に配慮した構造であることを条件にご提案を認めます。
153	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	130	第２章	第10節	4	(5)	コ			焼却主灰ピット 特記事項	「焼却主灰汚水沈殿槽及び焼却主灰汚水槽を設けること。」とありますが、焼却主灰汚水沈殿槽の設置の有無は事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
154	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	131	第2章	第10節	5	(4)				搬出車両積込み用ホッパ	灰積出車両に半自動で20分以内に積込み完了できることを条件に、搬出車両積み込み用ホッパの設置要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
155	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	145	第２章	第12節	1	(9)				給水設備	リサイクル棟へのプラント用水量について、焼却施設で見込むポンプ能力に影響します。公平な審査の観点から、必要な水量(最大・常用)をご提示願います。	各給水量（最大量及び時間平均使用量）については、流量計がないため不明です。参考として、既設で使用しているポンプ類の仕様は以下のとおりです。 ・給湯設備の給湯量（給湯）　12㎥/ｈ（50℃）×2.0ｋｇ/㎠ ・生活用水給水ユニット（給水）　8.7㎥/ｈ×5.0ｋｇ/㎠ ・プラント用水給水ユニット（プラント用水）　17㎥/ｈ×4.3ｋｇ/㎠ ・機器冷却水ポンプ（冷却水）　4.82㎥/min×4.0ｋｇ/㎠ ・屋内消火栓ポンプユニット（消火栓水）　300L/min×50ｍＡｑ ・リサイクル棟プラント用水受水タンク容量　2㎥

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
156	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	145	第２章	第12節	1	(9)				給水設備	リサイクル棟への機器冷却水量について、焼却施設で見込むポンプ能力や冷却塔能力に影響します。公平な審査の観点から、必要な水量(最大・常用)をご提示願います。	質問回答No.155をご参照ください。
157	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	145	第２章	第12節	1					給水設備	廃プラスチック減容処理施設等の用水量について、焼却施設で見込むポンプ能力に影響します。公平な審査の観点から、必要な水量(最大・常用)をご提示願います。	質問回答No.155をご参照ください。
158	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	146	第２章	第12節	2	(2)	エ			水槽類	「プラント用受水槽及び再利用水槽は、いずれも本件施設稼働中に内部を点検できる構造とすること。」とありますが、２槽式等の構造とするという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、２槽合わせて必要容量を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	前段:施設稼働中においてもプラント受水槽及び再利用水槽それぞれが内部点検ができる構造としてください。 後段:それぞれの水槽で必要容量を確保してください。
159	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	146	第2章	第12節	2	(2)	キ			機器冷却水槽容量	「機器冷却水槽の容量については、毎時平均冷却水量の10～20分程度とすること」とありますが、前段にあるプラント用水受水槽にて当該容量を確保する場合については、機器冷却水槽容量の応募者提案をお認めいただけないでしょうか。	機器冷却に支障が無い容量を確保出来ていることを条件にご提案を認めます。
160	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	149	第２章	第13節	1					ごみピット排水	ごみピット排水処理について、ごみピット汚水貯留槽とごみピット排水移送ポンプを設置することを前提に、処理方式は事業者提案とさせていただけないでしょうか。ごみ汚水は、ごみピットに返送し、ごみと一緒に炉内に投入することで、ごみ汚水ろ過器、ろ液貯留槽、ろ液噴霧ポンプ、ろ液噴霧器を削減できます。	提案内容を認めます。ただし、ごみピット火災時などでごみピット内に廃水が溜まった際には、運営事業者が別途バキューム車等を手配して産廃処理を講じるなどの対応をしてください。
161	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	151	第２章	第13節	2	(1)				プラント排水 処理方式	「処理方式は次の方式を基本とし、提案による。」とありますので、プラント系有機系排水の処理方式は実績を基に事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	152	第２章	第13節	2	(2)	表2-4			水槽類仕様一覧	表２-４に示される水槽類は参考であり、提案する処理フローによって、必要な水槽とその仕様を明記するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	152	第２章	第13節	2	(3)	表2-5			ポンプ・ブロワ類一覧	表２-５に示されるポンプ・ブロワ類一覧は参考であり、提案する処理フローによって、必要な水槽とその仕様を明記するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	154	第２章	第14節	1					共通事項	「全炉停止時は、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設は、稼働を継続することを前提とすること。ホワイトウェイブ21は休館となることを前提とし、休館中の電力使用量として１日あたり3,000～3,500kWhを見込むこと。」とありますが、これらの購入電力料金は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	全炉停止期間を考慮し、事業者範囲に見込んでいただくようお願いします。
165	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	154	第２章	第14節	1					共通事項	「全炉停止時は、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設は、稼働を継続することを前提とすること。ホワイトウェイブ21は休館となることを前提とし、休館中の電力使用量として１日あたり3,000～3,500kWhを見込むこと。」とありますが、全炉停止時に電気供給事業者側の停電等があった場合は、電気供給は行わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書 第Ｉ編　設計・建設業務編	154	第２章	第14節	1					共通事項	各施設の契約電力は、要求水準書添付資料－２８より以下を見込むとの理解でよろしいでしょうか。 ・リサイクル棟：440kW ・廃プラスチック減容処理施設：20kW ・ホワイトウェイブ21：606kW また、リサイクル棟・廃プラスチック減容処理施設・ホワイトウェイブ21含めた契約電力料金が事業者範囲となり、費用に見込むとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
167	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	154	第２章	第14節	1					共通事項	「空調機を設置しない部屋あるいは屋外に置く分析計又はシーケンサ内蔵の制御盤の保護レベルはＩＰ５Ｘ以上とし、これ以外の現場操作盤、分電盤等の電気盤は原則としてＩＰ４Ｘ以上とすること。」とありますが、JIS規格に基づくIP検査は破壊検査扱いとなるため同仕様の盤を２面(検査用と納品用)製作する必要があること、検査環境を有している盤ﾒｰｶが希少であること、「ＩＰ４Ｘ相当」「ＩＰ５Ｘ相当」盤であっても不具合の無い過去実績が多数あること、から、「ＩＰ４Ｘ相当以上」「ＩＰ５Ｘ相当以上」をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
168	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	154	第2章	第14節	1					電気設備 共通事項	「工事範囲は、・・・・・リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、計量棟等の既存施設への電力供給を可能とするすべての電気工事」とありますが、以下①、②についてご教示いただけないでしょうか。 ①電力供給配線以外の信号取合配線（光、制御線等）の要否と要の場合のケーブル種別・本数 ②既設施設建屋内の配線ルート情報及び電路の流用可否	①既設の電力供給配線以外の信号取合配線（光、制御線等）としては、 （1）自火報：焼却施設受信機への火災信号線 （2）場内街灯（水銀灯）スイッチ （3）電話・放送 （4）セキュリティー （5）計量データ通信（新施設-リサイクル棟2F中操間2回線（図面③番　情報系LAN、MELSEC）、新施設-計量棟間1回線（図面①番　共通系PCS-4）、新施設-事務所間3回線（図面④、⑤番　情報系LANリサイクルHUB経由、制御A系・B系LAN）事務所-計量棟間1回線（図面⑥番　計量データ集計等）：光ケーブル（添付資料参照） ②要求水準書添付資料（追加）-50「既存施設における信号取合配線等参考資料」をご参照ください。また、詳細については現地確認でお願いします。
169	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	154	第2章	第14節	1					電気設備 共通事項	電気室や中央制御室等、塵埃のない場所に設置する盤については、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.129』の通り、IP2X以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
170	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	155	第２章	第14節	2	(6)	キ			電気方式 特記事項	「屋外に設置する盤類の主要材質はＳＵＳとすること」とありますが、規格品であるC-GISや特高変圧器に関しましては対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	155	第2章	第14節	2	(6)	キ			電気方式 特記事項	「屋外に設置する盤類の主要材質は原則としてSUSとすること」とありますが、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.130』の通り、規格品であるC-GISや特高変圧器に関しては対象外との理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.169をご参照ください。
172	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	155	第2章	第14節	3					特高受変電設備	「取合い点は事業実施区域の北東側に存在する鉄塔設置付近とし、・・・・・」とありますが、貴市所掌の特別高圧線鉄塔移設工事による電気取合い点の変更は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、特別高圧線鉄塔移設工事による電気取合い点については、最終的に建設事業者が電力会社と調整後決定となります。
173	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	155	第2章	第14節	3					特高受変電設備	電力会社と特高ケーブルの取合（引込接続等）に関して協議した事項があれば、内容をご教示願います。 また、上記以外にも電力会社と協議した事項があれば、あわせてご教示願います。	特別高圧線鉄塔から地中引込みした場合の協議事項について、現地説明会の際にご確認ください。
174	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	156	第２章	第14節	3	(1)	エ	(ｱ)		特高監視操作盤 型式	「鋼板製屋内閉鎖垂直自立形」とありますが、屋外キュービクル型の盤を屋外設置とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	計画地が狭所であることから、全体施設配置計画、運営などに支障が無い場合に限り、ご提案を認めます。 詳細は落札者と協議のうえで決定します。
175	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	157	第2章	第14節	4	(1)	オ	(エ)		高圧受電盤	コンデンサ形計器用変成器（ZPD）については、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.132』の通り、電力会社と協議のうえ、ZPDまたは接地形計器用変圧器（EVT）等の機器選定を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
176	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	159	第2章	第14節	4	(4)	エ	(イ)		高圧進相コンデンサ	「自動力率調整装置を設けること」とあります。一方、「（1）高圧受電盤」に「力率制御装置」の記載があります。これは、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No. 136』の通り、高圧進相コンデンサの自動力率調整装置を高圧受電盤に設置する、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	160	第２章	第14節	8	(1)				コントロールセンタ	動力配電設備として「コントロールセンタ（C/C）（ＪＥＭ1195）」とありますが、電気室内の省スペース化、及び将来の更新時に特定メーカに限定されることなく柔軟な拡張性を確保することを目的に、盤の形式を鋼板製屋内閉鎖垂直自立盤（JEM1265）も御認め頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
178	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	161	第２章	第14節	8	(3)				現場操作盤	動力配電設備として「現場操作盤　形式：壁掛形又はスタンド形」とありますが、将来の柔軟な機能拡張性を確保するため、可搬型のタブレット（操作釦等はソフトウェアで構築）をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
179	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	164	第2章	第14節	10	(1)	オ	(ア)		非常用発電設備	「排気、排風及び給気設備は消音器付とし、事業実施区域境界における騒音基準値を遵守すること」とありますが、「事業実施区域」ではなく「敷地境界」との理解でよろしいでしょうか。また、コージェネレーションシステムの活用など本設備を常用する場合のみ騒音基準の対象となり、消音器については騒音基準値を遵守するのに必要な場合には設置するという理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問はご理解のとおりです。 後段のご質問について、騒音基準の遵守は本設備の常用・非常用に関わらず対象となります。
180	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	165	第2章	第14節	10	(2)	エ	(ウ)		非常用発電設備	「リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設の負荷は、消防用設備機器及び非常灯を除き非常用負荷には見込まないものとする。」とありますが、以下①～④についてご教示願います。 ①リサイクル棟の非常灯は、「要求水準書添付資料-10」の「単線結線図　リサイクル棟」に記載の「LLP-112 照明分電盤（非常用）」の2kVAとの理解でよろしいでしょうか。 ②リサイクル棟の消防用設備機器は、「要求水準書添付資料-10」では確認することができなかったため、電圧/相数/kW（またはkVA）をご教示いただけないでしょうか。また、消防用設備機器の電源供給は、非常灯のように非常用発電機の電源を専用で1回線給電するとの理解でよろしいでしょうか。 ③廃プラスティック減容処理施設については、「要求水準書添付資料-10」に「単線結線図　廃プラスティック減容処理施設」が1枚ありますが、消防用設備機器と非常灯が確認することができなかったため、それぞれ電圧/相数/kW（またはkVA）をご教示いただけないでしょうか。 ④廃プラスティック減容処理施設の消防用設備機器及び非常灯それぞれに非常用発電機の電源を専用で各1回線給電するとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②リサイクル棟の消防用設備機器の電源は、自火報単相100Ｖで20Ａです。また、既設は非常用発電機から無停電源装置を介してリサイクル施設に供給しています。 ③④廃プラスチック減容処理施設の電源は、リサイクル棟から400V１回線のみです。自火報及び非常照明は、蓄電池を内臓していますので、特に非常用電源からの供給はしておりません。ただし、火災信号については、ごみ焼却棟受信機への移報をしています。
181	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	165	第2章	第14節	10	(2)	エ	(オ)		非常用発電設備	計量棟の非常灯は、「要求水準書添付資料-10」の最終ページ「電灯等　単線結線図」に記載の負荷名称「電灯」が対象と理解してよろしいでしょうか。また、「電灯」の負荷容量の記載がありませんので、ご教示いただけないでしょうか。	前段:既設の計量棟電灯は、非常灯として使用しておりません。 後段:電灯の負荷容量としては把握しておりません。使用している電灯としては、水銀灯８個、室内照明２個です。
182	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	166	第２章	第14節	11					無停電電源装置	「全停電の際、万一非常用発電機が運転されなくても30 分間は、直流電源及び交流電源を供給できる容量とすること」とありますが、これまでの実績を踏まえ、蓄電池容量を「10分間」とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
183	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	171	第２章	第15節	3	(2)	ク、ケ			大気質測定機器	「本装置は、煙道排ガス中のばい煙濃度測定を行うためのものとする」とありますが、風向風速計と大気温湿度計に関しましては煙道排ガス用測定機器ではなく、大気状況の測定機器であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
184	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	172	第2章	第15節	3	(3)			ITV装置	「表2-7　カメラ設置条件」に「ワイパ」の記載がありますが、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No. 166』の通り、設置環境やカメラ向きを考慮したうえ、雨水等の水滴が付着しにくく、ワイパが不要となる親水コーティング型カメラ等での提案をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めますが、詳細は落札者決定後協議にて決定します。
185	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	173	第2章	第15章	4	(1)			計装用空気圧縮機	「オイルフリー型とすること」との記載がありますが、応募者の運営工場において、油分除去装置を設けることで給油式空気圧縮機の圧縮空気を計装用機器でも問題なく運用している実績があります。最適なLCC提案の為、オイルフリー型以外の形式の提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
186	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	174	第2章	第15節	4	(5)	イ		計装用空気圧縮機	「空気吐出口に除湿及び油分除去装置を設け」と記載されていますが、オイルフリー型を採用する場合については、不要と理解してよろしいでしょうか。	オイルフリー型を採用する場合、油分除去装置は不要ですが、除湿設備は設けてください。
187	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	174	第２章	第15節	5	(1)	エ	(ｱ)	中央監視盤 特記事項	「プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては中央監視盤に表示すること」とありますが、中央監視盤を設けず、見学者用設備としての視認性や将来仕様変更が発生した場合に柔軟性と拡張性を考慮して、ITV装置の80インチモニターに中央制御装置のモニター画面も表示させる仕様で提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
188	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	175	第２章	第15節	5	(3)	エ	(ｳ)	ごみクレーン 制御装置 特記事項	ピット火災報知器温度情報は、放水銃制御盤に表示させる仕様で提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
189	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	178	第２章	第16節	4	(1)			公害監視用データ表示盤 形式	「自立型又は壁掛型」とありますが、耐久性、耐光性等に優れ、かつ視認性に配慮することを条件に、将来仕様変更が発生した場合に柔軟性と拡張性が確保出来る、モニタ形式で提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	耐久性、耐光性等に優れ、かつ視認性に配慮することを条件にご提案を認めます。
190	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	179	第2章	第16節	8	(5)	エ		炉内清掃用集じん装置	炉内清掃時は焼却炉のマンホールを開放し、炉室から吸気するため、臭気はほとんどありません。『実施方針等に関する意見又は質問への回答No. 174』の通り、敷地境界の臭気条件を遵守することを前提に、脱臭装置を設置せず、集じん後は直接大気開放することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
191	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	183	第3章	第1節	2	(1)	オ		造成	「ごみ処理機能が継続できるように、造成や防水扉設置等の対応を実施すること。」とありますが、本工事において切土及び盛土が発生する場合でも、都市計画法第29条第1項三号の適用により「開発許可」は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、開発許可申請手続きは不要ですが、技術基準は遵守する必要があります。
192	要求水準調 第Ⅰ編　設計・建設業務編	186	第３章	第１節	3	(1)	表3-1		アスベスト	「既存の計量棟を流用することを基本とする」とありますが、既存の計量棟にアスベストの含有はないものと考えてよろしいでしょうか。事前調査報告書等があればご提示ください。	リサイクル棟の外壁面と同様、コンクリートの塗装部の下地調整材にアスベストは含有しているものとお考えください。要求水準書添付資料（追加）-51「アスベスト含有調査報告書」をご確認ください。
193	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	186	第３章	第１節	3	(2)	ア		動線計画	「ごみ関連車両の敷地出入口は、既存と同じ場所とすること」とありますが、計量機設置工事期間中は、安全性を考慮して、仮設計量機を設置し、収集車両、一般持込車両の出入口を敷地北側に設けるなど、一時的に動線を変更してもよろしいでしょうか。 また、一時的に既存計量機に隣接しない場所に仮設計量機を設置した場合、工事後は既存計量機位置に戻すことを前提に、本工事期間中の計量業務所掌は貴市との理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、ご提案を認めます。 後段のご質問については、ご理解のとおりです。
194	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	187	第3章	第1節	3	(2)	オ		動線計画	「構内道路の幅員は、原則として対面通行8m（2車線）、片側通行6m以上確保すること」とありますが、ランプウェイの幅員については、既設の一部流用をお認めいただいていることから、想定される最大車両の通行を可能とすることを条件に、既設同様の幅員と理解してよろしいでしょうか。	新設部分については、要求水準書のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
195	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	187	第3章	第1節	3	(2)	サ			勾配	『車両の通行する斜路については、ランプウェイを含め勾配10%以下とすること。』とありますが、通行する最大寸法車両を考慮した緩和勾配を設けること及び駐車場法施行令第8条のハに準ずる勾配17%以下を上限に応募者提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
196	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	187	第３章	第１節	3	(2)	シ			アスベスト	「現焼却棟のランプウェイの一部を流用することは可能である」とありますが、現焼却棟およびランプウェイにアスベストの含有はないものと考えてよろしいでしょうか。事前調査報告書等があればご提示ください。	コンクリートの塗装部の下地調整材にアスベストは含有しているものとお考えください。要求水準書添付資料（追加）-51「アスベスト含有調査報告書」をご確認ください。
197	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	190	第3章	第2節	2	(1)	イ	(ｲ)	g	諸室計画	「炉室には換気モニターを効率的に設け、機械換気が適切に行われるように計画する」と記載されていますが、消費電力削減の観点から、換気モニターの代わりにルーフファンによる3種換気とすることをお認めいただけないでしょうか。	性能向上を明確に確認できれば、ご提案を認めます。
198	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	190	第3章	第2節	2	(1)	イ	(ｴ)		油圧装置室	『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.179』の通り、油圧装置は騒音に配慮することを前提に専用室に設置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	190	第３章	第２節	2	(1)	イ	(ｴ)		油圧装置室	油圧駆動装置は騒音に配慮することを前提に、専用室に設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	190	第３章	第２節	2	(1)	イ	(ｷ)	a	電算機室	「電算機室は中央制御室に近接して設けること」とありますが、中央制御監視装置のプログラムは、中央制御室に設置可能な特定したオペレータコンソールで監視・編集でき、同室内の配置により作業性が向上致しますので、中央制御室と電算機室を共用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
201	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	192	第３章	第２節	2	(1)	イ	(ﾀ)		排水処理室及び水槽	排水処理室について、室と記載されておりますが、運用面を考慮し、壁や区画の有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
202	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	193	第３章	第２節	2	(2)	ア			管理諸室計画	管理諸室に設ける什器備品等について、更新にかかる費用は見込まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	196	第3章	第2節	2	(2)	イ	(エ)		プラザ展示室	什器備品等のプラザ展示室に「備品不要」とありますが、用途に記載のある展示やリサイクル品の販売はすべて貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	196	第3章	第2節	2	(2)	イ	(オ)		市事務室	(エ)プラザ展示室の床面積340㎡にプラザ事務所40㎡、プラザ展示室220㎡、粗大ごみを修理する工房80㎡が含まれておりますが、(オ)市事務室についてもプラザ展示室と同様に床面積450㎡に書庫30㎡程度、倉庫60㎡程度、給湯室等が含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	197	第3章	第2節	2	(2)	イ	(キ)		防災備蓄倉庫	「災害発生時に、市職員及び避難してきた市民が一定期間滞在するための物資を備蓄する部屋。」とありますが、施設外から避難者を受け入れることを想定されておりますでしょうか。その場合、貴市が想定される避難者人数と滞在期間についてご教示ください。	前段のご質問については、受け入れる想定をしております。 後段のご質問については、避難者数は公表しておりません。滞在期間は災害救助法によりますが、災害の規模等により延長されます。
206	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	197	第3章	第2節	2	(2)	イ	(ク)		倉庫	倉庫に駐車予定の車両サイズと台数をご教示願います。また、倉庫の駐車台数は表3-7駐車場計画(208頁)に含まれると考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問について、本倉庫には駐車予定の車両はありません。 後段のご質問について、駐車場計画には含まれておりません。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
207	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	199	第3章	第2節	3	(3)	ウ			見学者について	「個別での見学者も職員の付き添いなく自由に見学ルートを周回できるよう、安全な見学ルートを計画すること。」とありますが、本施設の見学者は①事前に見学予約を行っている団体見学者、②予約をしていない一般見学者、のいずれかという理解でよろしいでしょうか。 また、①の事前予約を実施する場合には、見学者の予約形態については応募者提案という理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、①及び②の両方を想定するものとしてください。 後段のご質問については、ご理解のとおりです。
208	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	200	第３章	第２節	3	(3)	コ			見学対象設備等	「７副生成物の貯留・搬出設備」等見学ルートに組み込むことが難しい設備については、ITVもしくはその他展示方法による見学方法の採用もお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
209	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	200	第3章	第2節	3	(3)	コ			見学者動線	見学ルートに組み込むことが難しい設備については、『実施方針等に関する意見又は質問への回答No.181』の通り、ITVもしくはその他展示方法による見学方法の採用もお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案を認めます。
210	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	203	第３章	第２節	4	(5)	カ	(ｹ)		建具	「外部に面するガラスはペアガラスとし、主要居室については、Low-Eペアガラスとすること」とありますが、プラント機械室等居室部以外の部分に設けるガラスは単板ガラスを採用するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	207	第３章	第３節	2	(1)	エ	(ｱ)		交通量	計画搬入車両台数に含まれるとあり、大型車両台数はブランクとなっています。要求水準書添付資料-22搬入車両台数実績では、各車両重量ごとの車両台数等が不明であり、交通区分（[ ]交通）を検討することができません。舗装仕様決定に必要な各車両重量ごとの搬入車両を提示いただくか、交通区分をご指示ください。	大型車両の通行台数は、多くとも1日10台程度以内と想定しています。要求水準書添付資料－22「搬入車両台数実績」には、他の一般的なごみ処理施設と同様に、大型車両はほぼ含まれていないとお考えください。
212	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	207	第３章	第３節	2	(2)				駐車場工事	事業者用の駐車場台数は事業者提案となっていますが、事業敷地内において、運営事業者が使用する建物、駐車場及び用地の使用料金について、運営事業者の費用負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営に従事する者が駐車場を利用する場合は、費用負担が必要となります。
213	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	215	第３章	第５節	4	(1)				その他電気設備工事	「自動火災報知設備工事」に関しまして、既設棟との連動工事（既設棟から新設棟への代表信号の入力等）は必要でしょうか。	必要とお考えください。
214	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	216	第３章	第５節	4	(2)				電話・通信設備工事	運営開始後、貴市が使用する通信費及び一般来場者用のインターネット環境にかかる通信費については、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	市が使用する通信費は市の負担、一般来場者用のインターネット環境にかかる通信費は運営事業者の負担となります。
215	要求水準書 第Ⅰ編　設計・建設業務編	216	第3章	第5節	4	(2)	オ	(エ)		電話・通信設備工事	「簡易型携帯電話システム（ＰＨＳ）を併用し、建物内及び敷地内で死角が発生しないようアンテナを設置すること。」とありますが、2023年3月に公衆PHSの法人向けサービスが終了している為、メンテナンスや拡張性およびDX推進へ配慮しクラウドPBX等のWi-Fiを活用した通信システムの導入を提案することは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
216	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	10	第２章	第２節	(1)					有資格者の交代	運営開始後４年目以降に現場総括責任者を交代させる場合、本件施設外から同種の資格及び実績を有する者へ交代してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
217	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第３章	第２節						受付・計量業務	運営事業者が搬入管理を行うにあたり、計量棟の受付時間帯・曜日・年末年始等の受付休止日をご教示願います。 また、ごみ搬入量の増加、家庭ごみ無料取り扱い廃止に伴う計量棟での手続き時間の増加を考慮し、受付時間帯・曜日等を変更する予定があればご教示願います。	前段のご質問について、計量棟の受付時間帯・曜日・年末年始等の受付休止日は以下のとおりです。 　平日祝日：８：30～12:00､13:00～16:00 　土曜日　：８：30～11:30 ※ただし、土曜日が祝日の場合は休止日となります。また、年末年始：12月31日～1月3日は休止日となります。ごみ散乱防止市民行動週間（5月30日～6月5日、10月1日～10月5日）の土曜日、日曜日は平日祝日と同じ開場時間になります。 後段のご質問について、変更する予定はありません。
218	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第3章	第2節						受付・計量業務	貴市計量の受付日時は、下記にお示しする通り現施設同様と理解してよろしいでしょうか。 　平日祝日：８：30～12:00､13:00～16:00 　土曜日　：８：30～11:30（祝日は除く） 　年末年始：12月31日～1月3日は除く 新工場内プラットホーム等受入業務の人件費積算のため、ご教示願います。	質問回答No. 217をご参照ください。
219	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第３章	第３節						場内の誘導及び案内	「本件施設の計量棟以降の敷地内の誘導及び案内は、運営事業者の所掌とする。」とありますが、運営事業者にて誘導員を配置するのは、本件施設引渡し後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、試運転期間中の誘導員は建設事業者の所掌となりますが、既存施設に誘導した車両については、本市職員が対応します。
220	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第３章	第３節						場内の誘導及び案内	「本施設の計量棟以降の敷地内の誘導及び案内は運営事業者の所掌とする。」とありますが、繁忙期を含め、計量棟前の誘導は貴市の所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、プラットホームでの受入に起因する渋滞は運営事業者の所掌となります。
221	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第3章	第4節	(4)					資源物の保管容器について	「運営事業者は、プラットホームにおいて直接搬入者が持ち込んだ紙類資源物（新聞、段ボール、雑誌、雑紙、牛乳パック）を受取り、保管し、設計・建設業務で整備した倉庫へ運搬すること。」とありますが、以下の点についてご教示願います。 ①要求水準書 設計・建設編P197に記載の倉庫へ運搬するものと理解してよろしいでしょうか。 ②倉庫での積込・運搬作業は貴市にて実施するものと理解してよろしいでしょうか。全体動線計画のため、搬出車両のサイズについてご教示願います。 ③保管容器の配置スペースを検討するため、プラットホームでの各品目における保管容器の個数・サイズをご教示願います。 また、倉庫への横持ち運搬に使用する車両の選定は応募者提案と理解してよろしいでしょうか。 ④運転員省力化のため、倉庫への紙類資源物の横持ち運搬作業を省略し、プラットホームにて直接搬出車両に積み込み、場外へ搬出することをお認めいただけないでしょうか。	１点目のご質問について、資材置場②の移設先とします。 ２点目のご質問について、資材置場②の移設先に運搬された後の所掌はご理解のとおりです。搬出車両のサイズは４tフックロール車：車両　長さ600cm×幅250cm×高さ250cm、４ｔ平ボディロング車：車両　900cm×幅250cm×高さ250cm、その他２ｔ車の使用もあります。 ３点目のご質問について、保管容器の個数として、新聞：メッシュパレット３個、雑誌：メッシュパレット３個、雑紙：メッシュパレット1個、牛乳パック：メッシュパレット１個、ダンボール：８㎥コンテナ１台、他にペットボトルなどの使用でメッシュパレット２個となります。 サイズは、メッシュパレット W120cm×D100cm×H100cm、8㎥コンテナ W210cm×D390cm×H150cmです。 資材置場②の移設先への横持ち運搬に使用する車両の選定は応募者提案です。 ４点目のご質問については、要求水準書に記載のとおりとします。
222	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	12	第3章	第4節	(5)					小動物の処理について	「運営事業者は、鳥インフルエンザ等の疾病発生時にこれらに感染した又は感染した疑いのある小動物を受け入れて適切に処理すること。」とありますが、「実施方針等に関する意見又は質問への回答No. 191」にて「鳥インフルエンザ等の疾病発生時にこれらに感染した又は感染した疑いのある小動物の受入・搬入、焼却炉への移動・投入は運営事業者の所掌ではありません」とのご回答をいただいております。小動物の受入・搬入、焼却炉への移動・投入は貴市の所掌であり、焼却炉投入後の処理が運営事業者の所掌という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
223	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	14	第3章	第11節	(1)					副生成物の搬出	実施方針等に関する意見又は質問への回答No.8にて、焼却主灰の一部を岡崎中央クリーンセンターへ搬出することをお認めいただいております。 ①各社条件統一した積算のため、年間受入可能量の上限および受入単価をご指定いただけないでしょうか。 ②また、受入条件として焼却主灰へのキレート添加は不可とありますが、その理由をご教示願います。 ③資源化企業の中には受入基準遵守の為にキレート添加が必要な場合があり、安定した資源化体制構築のため複数企業へ発注したいので、焼却主灰にキレート添加することをお認めいただけないでしょうか。	①質問回答No.5をご参照ください。 ②岡崎市中央クリーンセンターでは、可燃ごみと共に灰を溶融炉に投入して高温溶融処理することで溶融物を溶融スラグ・溶融メタルとして再資源化しております。 溶融スラグ品質管理は、日本産業規格（ＪＩＳ　Ａ　５０３１一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材、ＪＩＳ　Ａ　５０３２一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）に適合した管理を実施しており、環境安全品質は基準値を安定的に満足し、天然砂相当の品質となっており、それを妨げないようにするためです。 ③②の理由で認めていません。
224	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	14	第３章	第12節						性能試験の実施	「運営事業者は、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第１章 第７節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること」とありますが、運営開始後に実施する項目とは、第Ⅰ編 設計・建設業務編の表1-23「2 連続運転性能」、表1-26「13 蒸気復水器」、「19 炉体、ボイラケーシング外表面温度」の３項目との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	21	第５章	第２節	表5-1					業務期間中の測定項目	ごみの種類組成の分類について、要求水準書添付資料－２０に示されていますが、岡崎市は６分類であるのに対し、西尾市は18分類となっています。運営期間中に実施するごみ質の種類組成の測定は18分類実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	21	第５章	第２節	表5-1					業務期間中の測定項目	飛灰処理物の測定頻度は、１回/２月（各炉）と記載されておりますが、飛灰処理設備は共通系であり、各炉ごとに排出されるものではないため、「１回(１検体）/２ヶ月測定する」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	21	第５章	第２節	表5-1					業務期間中の測定項目	作業環境の項目に「二硫化炭素濃度」がありますが、要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編 第１章第３節１．（６）作業環境では「二硫化炭素濃度」の記載はなく、「粉じん」の記載があります。測定項目は「粉じん」との理解でよろしいでしょうか。	二硫化炭素及び粉じんいずれも測定を実施するものとします。 要求水準書の修正版もご確認ください。
228	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	21	第5章	第2節						測定管理項目	「表 5-1　業務期間中の測定項目」として、焼却主灰の重金属溶出基準が記載されている一方で、第Ⅰ編 設計・建設業務編p17,18の「(ア)溶出基準」には焼却主灰に対する溶出基準の記載がございません。 運営期間中における焼却主灰の測定項目は、熱灼減量・ダイオキシン類含有量・その他資源化先の受入基準に準拠する項目とし、溶出基準については測定項目から除外することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
229	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	26	第7章	第2節						植栽管理	植栽管理の範囲は敷地全体が対象とありますが、ご提示の資料「要求水準書添付資料－39「現西尾市クリーンセンターにおける植栽等管理図」」では緑地面積をご提示いただいております。 上記資料にもとづき植栽管理費を積算するにあたり、樹木種類及び本数、芝生面積等の具体的な数量をご教示願います。 なお、沈砂池については植栽管理の対象外と考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問については、要求水準書添付資料（追加）－52「植栽計画平面図」をご参照ください。 後段のご質問については、植栽管理の対象とお考えください。
230	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	26	第７章	第４節						見学者対応	見学者の受付を運営事業者にて行うにあたり、既存の受付方法（対面・電話等）をご教示願います。	人数や希望日の聴き取りを対面や電話で行い、スケジュールについて内部調整後、見学可能日を伝え、施設見学申込書の提出を求めています。決裁後に決定の連絡を実施しています。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
231	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	26	第７章	第４節						見学者対応	見学者対応を行うにあたり、コロナ禍前の平成31年度から令和６年度までの見学者の実績人数・回数を、小学生・一般に分けてご教示願います。	各年度における見学者の実績人数・回数は、以下のとおりです。なお、令和6年度は、新施設整備のための既存施設の工事により、見学の受入れを中止しています。 ・平成31年度：小学生 10件・726人、一般 7件・94人 ・令和2年度：小学生 1件・21人、一般 2件・5人 ・令和3年度：小学生 0件・0人、一般 0件・0人 ・令和4年度：小学生 5件・222人、一般 5件・19人 ・令和5年度：小学生 6件・211人、一般 7件・80人
232	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	26	第7章	第4節						見学者対応について	見学者対応の業務負荷算定のため、以下2点をご教示ください。 ①見学者対応日時 ②想定来場人数又は来場実績 また、②で実績をご提示いただく場合、団体見学・自由見学ともに3年程度の実績をご提示いただけないでしょうか。	①２回／月程度・６０分又は９０分／回 供用開始後の数年間は、団体見学の増加が予想されます。 説明時間及び内容は、ＤＶＤ視聴（２０分）、施設見学（３０分）及びごみの減量・分別等についての説明（３５分）です。 なお、運営開始後のごみの減量・分別等についての説明については、本市の職員で対応します。 ②来場実績は以下のとおりです。なお、現施設では自由見学は許可していません。 ・平成31年度：団体16件・818人、個人1件・2人 ・令和2年度：団体1件・21人、個人2件・5人 ・令和3年度：団体0件・0人、個人0件・0人 ・令和4年度：団体6件・231人、個人4件・10人 ・令和5年度：団体11件・286人、個人2件・5人
233	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	26	第7章	第5節						イベント開催頻度	貴市HPより、貴市主催の環境学習講座を年5回（8月に4回、12月に1回）実施しているものとお見受けします。新施設竣工後においても、貴市主催の環境学習講座の開催時期および頻度は、現状と同程度と想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書 第Ⅱ編　運営業務編	33	第9章	(11)						運営期間終了後の維持管理について	「事業期間終了時から10年間は通常の保守管理及び補修工事で対応できることを前提として、事業期間終了後に全炉停止を14日より多く必要とする補修工事及び各炉停止を30日より多く必要とする補修工事が、いずれも不要な状態とすること」との記載があります。 補修工事期間にごみを外部委託せず場内で全量処理することを条件に、事業期間終了から10年以内の期間に記載日数以上の休炉が必要となる工事の実施をお認めいただけますでしょうか。 まとまった期間を確保することで補修工事を効率的に実施することが可能となり、工事費の低減につながります。 あわせて「事業期間終了時から10年間」の計画ごみ量について、ご教示願います。	前段のご質問について、ご提案を認めます。 後段のご質問について、現段階で事業終了時から10年間の計画ごみ量を提示することはできません。
235	要求水準書 添付資料-5									衛生設備配置図	一部判読できない個所があるため、原本を閲覧させていただけないでしょうか。	現地見学会時に確認することは可能とします。
236	要求水準書 添付資料-10	19								50T/5h 電気設備主回路単線結線図	「単線結線図リサイクル棟」について、ごみ処理施設直流電源装置よりDC100Vを高圧受電盤H1へ1回線供給しているように読み取れますが、新設の直流電源装置より供給が必要でしょうか。 必要な場合は、ベース負荷の電流値、停電直後および復電直前の電流値と継続時間をご教示願います。	前段はご理解のとおりです。 ベース負荷の電流値、停電直後及び復電直前の電流値と継続時間については、把握しておりません。 参考として要求水準書添付資料（追加）－41「直流電源装置サイリスタ整流装置仕様書及び単線結線図（リサイクル棟電源）」をご参照ください。
237	要求水準書 添付資料-12									高温水配管	ホワイトウェイブ21への高温水配管の接続点廻りの図面をご提示いただけないでしょうか。	接続点廻りの図面がないため、現地で確認のうえ事業者にて計画してください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
238	要求水準書 添付資料-15 西尾市地質調査報告書									地質調査報告書	該当資料は地質調査報告書の一部抜粋のため、土質試験を含む地質調査報告書資料全体をご提示頂けないでしょうか。また盛土層もある事から、pH試験等の化学特性を把握するための試験を行っている場合は、試験結果をご提示頂けないでしょうか。	現地見学会時に確認することは可能とします。
239	要求水準書 添付資料-22									搬入車両台数実績	表3にて搬入ピーク日の搬入車両台数（時間別、30分毎）をご提示いただいておりますが、繁忙期のプラットホームにおける受入対応業務の負荷を把握するため、同表を「要求水準書　添付資料23」と同様に収集区分別に分けてご提示いただけないでしょうか。	要求水準書添付資料（追加）－46「R3～R5年度におけるピーク日の収集区分別内訳」をご参照ください。
240	要求水準書 添付資料-22									搬入車両台数実績	プラットホームにおける受入対応業務の負荷を把握するため、本資料に記載されている全体の搬入台数のうち、焼却施設に来場する車両の台数のみをご提示いただけないでしょうか。	質問回答No.239をご参照ください。
241	要求水準書 添付資料-23									搬入台数について	収集区分ごとに「01：可燃ごみ」「02：可燃粗大」…とごみ種で記載が分けられていますが、複数のごみ種を混載で持ち込んだ搬入者がどのように登録されているかご教示願います。	混載については、計量時に目測で多い方にカウントしています。なお、混載の台数については、把握しておりません。
242	要求水準書 添付資料-25	36	第1章	第4節						利用可能区域	建設事業者が利用可能な駐車場等のスペースについて、新施設竣工後においても、定期点検時期に限定して運営事業者が使用することをお認めいただけないでしょうか。	事業契約締結後、協議することとします。
243	基本協定書 （案）	6	第10条	第3項	第1号					秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。通知をどの程度包括的に行うことを可とするかは、契約締結後必要に応じて協議に応じます。
244	基本協定書 （案）	6	第10条	第3項	(5) から (9)					秘密保持義務	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	原案のとおりとします。この規定は情報の「公開」に関するものではなく、限定された相手に対する開示を規定したものです。なお、情報開示について競争上の地位が害される恐れがあると本市が判断した場合には、必要に応じて協議いたしますが、本事業に係る施設に必要な業務の受託者選定にあたって競争性を維持するために必要な情報は開示することに応じていただくことが大前提になります。
245	基本契約書 （案）	2	第６条	第1項 から 第4項						入札説明書等の優先順位	基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づいて、当事者が建設工事請負契約、運営業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約、副生成物資源化業務委託契約を締結することとありますが、各契約書と質問回答書との間に齟齬がある場合は、質問回答書の内容が優先されると理解してよろしいでしょうか。	質問回答書は「入札説明書等」に含まれるところ、例えば運営業務委託契約第8条第2項では、運営業務委託契約が入札説明書等に優先することが規定されておりますので、質問回答書よりも運営業務委託契約が優先することになります。他の各契約においても同趣旨の規定が置かれております。
246	基本契約書 (案)	3	第8条	2						契約保証金	運営業務委託費の一会計年度分に相当する額の10分の1に相当する金額を運営業務期間にわたり毎年度差し入れればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	基本契約書 (案)	3	第11条							運営事業者の支援等	「代表企業は、・・・（中略）・・・別紙3に定める様式び保証書を、本市及び運営事業者が運営業務委託契約を締結すると同時に本市に提出する。」とありますが、特別目的会社を設立せず代表企業自身が運営事業者となる場合には、別紙3の保証書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
248	基本契約書（案）	5	第16条	第3項	第1号					秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることとは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	質問回答No.245をご参照ください。
249	基本契約書（案）	5	第16条	第3項	(5)から(9)					秘密保持義務	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	質問回答No.246をご参照ください。
250	基本契約書（案）	12	別紙１							不可抗力	不可抗力の定義について、「通常の予見可能な範囲外のもの」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見していて然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりとします。ご指摘のような解釈は採用いたしません。「通常の予見可能な範囲」については、諸般の事情を総合考慮の上、判断されるべきものです。
251	建設工事請負契約書（案）	6	第20条	第2項						一括下請負の禁止	下請けの承認を受けるにあたって、開示することになると考えられる下請負代金額について、民間事業者の秘密情報であるため、受注者が開示する範囲について協議いただきますようお願いします。	一括下請負禁止との関係で、発注者として把握しておくべき情報ですので、下請負代金額についてもご開示ください。
252	建設工事請負契約書(案)	12	第31条	2						部分払	「受注者は、当該会計年度の～（中略）～設計・建設工事費相当額の10 分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより、部分払を請求することができる。」とあります。いわゆる「九分金」の規定ですが、帳簿作成・管理の業務が煩雑となりますので、「10分の10以内」と修正いただけないでしょうか。 また、7項についても同様としていただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。
253	建設工事請負契約書(案)	15	第37条	2						著作権の利用等	「受注者は、本件施設及び成果物（ 受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）　第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（ 同法第21 条から第28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、本事業は性能発注であることから、設計図面には受注者独自のノウハウが多く含まれます。設計図面の著作権を発注者が独占することにより、受注者が今後他自治体にて実施する設計業務へ制限がかかることが懸念されます。 以上の懸念があることから、著作権については受注者の帰属としていただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。
254	建設工事請負契約書（案）	15	第37条	第3項	(1)から(3)					著作権の利用等	著作物に第40条で保護される秘密情報が含まれることがあるところ、秘密情報が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、秘密情報が含まれる著作物を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	秘密情報が含まれる著作物を開示する場合は、建設工事請負契約第40条が適用されます。秘密保持義務については、質問回答No.246をご参照ください。
255	建設工事請負契約書（案）	15	第37条	第3項	第3号					著作権の利用等	著作物に第40条で保護される秘密情報が含まれることがあるところ、秘密情報を自由に改変することは、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、秘密情報が含まれる著作物を改変される場合は、その対象について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
256	建設工事請負契約書（案）	16	第40条	第3項	第1号					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	質問回答No.245をご参照ください。
257	建設工事請負契約書（案）	16	第40条	第3項	(5)から(9)					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	質問回答No.246をご参照ください。
258	建設工事請負契約書（案）	19	第44条	第3項						事前調査	「当該障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合」とありますが、あらゆる障害物の存在を正確かつ具体的に予見して把握することは不可能であるため、契約の時点で正確かつ具体的に予見していて然るべきであったという特別な事情がある場合に限り、予見できるものに該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のような解釈は採用しません。障害物の存在の予見可能性については、原則として否定される（特別の事情がある場合に限り認められる）ものではありませんので、建設工事請負契約締結時において、要求水準書及び入札説明書等から合理的に予見できるか否かによって判断されます。
259	建設工事請負契約書(案)	20	第48条	1	（３）					専門技術者	専門技術者は建設業法第26条の2にて、土木一式工事又は建築一式工事のうち一部の専門工事を元請業者自ら施工する場合に、配置が義務付けられているものと理解しています。 本工事に関しては清掃施設工事であるため、専門技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	土木一式工事又は建築一式工事の許可を取得する予定でない場合は、専門技術者の設置は不要となります。
260	建設工事請負契約書（案）	25	第58条	第7項						本件施設の引渡し	「発注者と受注者が協議して定める部品」とありますが、協議の対象と想定している部品があれば、ご提示願います。	特定の部品を想定しているものではありません。
261	建設工事請負契約書（案）	25	第６０条	第１項						履行遅滞の場合における損害金等	本事業では貴市にて実施する管理棟・プラザ棟・洗車棟・車庫棟の解体や鉄塔・特別高圧線の移設工事等の影響による工事遅延は、発注者の責めに帰するべき事由になると理解してよろしいでしょうか。また、発注者の責めにより当該工事が遅延した場合には、工事遅延に関する費用、工期についてご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	工事遅延がいずれの当事者の責めに帰すべき事由によるかという点については、様々な事情・経緯を勘案して判断されるものですので、具体的な事実関係を前提としない一般的な回答はいたしかねます。
262	建設工事請負契約書（案）	25	第60条	第1項 第2項						履行遅滞の場合における損害金等	第67条（１）に契約期間内に工事を完成させることができないときの損害賠償請求に関する定めがあるところ、本項は、第67条（１）により請求される損害賠償の額をあらかじめ定めるもの（損害賠償の予定）であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	建設工事請負契約書(案)	27	第62条	第4項						本件施設の契約不適合責任	契約不適合責任期間は民法では引渡から１年以内の通知が求められているうえ、公共工事標準請負契約約款では原則「2年」と記載されております。これは公共工事においては、監督員の立ち会い、検査等のもとに施工されるため契約内容と不適合な部分が生ずるおそれは少ないこと、工事完成検査の際に専門家により厳重な確認がなされるために不適合部分のほとんどが修補されて引渡しが行われることを踏まえ、受注者を長期間不安定な立場に置くことが酷であることが理由とされております（公共工事標準請負契約約款の解説改訂6版参照）。また、貴市が公表されている西尾市建設工事請負契約約款第54条1項にも契約不適合責任期間は引渡から2年以内との記載がございます。これらを踏まえ、本施設の契約不適合責任期間についても、本施設の引渡日から2年としていただけますでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
264	建設工事請負契約書（案）	28	第63条	第4項						本件施設の契約不適合検査等	受注者が負担することとなっている契約不適合検査に係る費用について、検査の結果、性能等に疑義が生じた原因が、「発注者の責めに帰すべき事由」によるもの（第64条第2項（３）により受注者の性能保証責任が免責されることとなっているもの）であることが分かった場合、検査に係る費用負担について、協議いただけないでしょうか。	「発注者の責めに帰すべき事由」に該当する場合には、協議に応じるものとします。
265	建設工事請負契約書(案)	29	第64条	第3項						保証期間中の受注者の性能保証責任	性能保証責任の期間は、公共工事標準請負契約約款で例示されている契約不適合責任期間の「2年」を踏まえて本施設の引渡し日から2年としていただけますでしょうか。	質問回答No.263をご参照ください。
266	建設工事請負契約書（案）	29	第64条	第4項						保証期間中の受注者の性能保証責任	冒頭の「保証期間中」とは、「第3項に定める保証期間中」を指すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	建設工事請負契約書（案）	31	第72条	第2項						法令変更	「本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等」について、現時点で想定されているものをご教示いただけないでしょうか。	当該定義への該当性は、個別に判断されるものです。
268	運営業務委託契約書(案)	6	第2章	第2節	第21条	3				現場総括責任者の配置要件について	「受注者は、前項第１号の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、運営業務の現場総括責任者として運営業務開始後３年間配置しなければならない。」とあります。 一方で、入札説明書P.20には「廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、…現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後２年間以上配置できること。」とあります。現場総括責任者の配置年数は２年以上と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書では2年間「以上」の配置を定め、これをふまえて運営業務委託契約では配置年数を3年間と定めておりますので、現場総括責任者の配置年数は3年間となります。
269	運営業務委託契約書（案）	16	第47条	第2項						ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	発注者が発注業務を行うために受注者が発注者に提供する情報について、民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、提供する必要が生じた際、その内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	発注者による発注業務に必要なものとして受注者が行う情報提供の内容については発注者の裁量により決定させていただきます。ご懸念点については、個別具体の情報に応じてご意見を伺うこととします。
270	運営業務委託契約書(案)	16	第2章	第7節	第47条					基準値を遵守できない場合について	「受注者が、処理対象物のごみ質が計画ごみ質（要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編第１章第２節３記載の計画ごみ質をいう。以下同じ。）から大幅に逸脱し、要求性能を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行った場合、発注者は、要求性能を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。」とあります。 また、実施方針添付資料-4のリスク分担表（参考）No.45では、「施設損傷リスク（運営段階）」のうち「事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適物の混入に起因するもの」は貴市の所掌となっています。 上記より、基準値を超過した原因が搬入禁止物および処理困難物の混入にあり、事業者が善良なる管理者の注意を払っていたとしても避けられなかった事象であることが確認できた場合には、リスク分担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表はあくまでも「参考」であり、かつ実施方針自体契約の一部を構成しませんので、実施方針の記載をもって契約を解釈することはありません。
271	運営業務委託契約書(案)	16	第2章	第7節	第47条					基準値を遵守できない場合について	「受注者が、処理対象物のごみ質が計画ごみ質（要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編第１章第２節３記載の計画ごみ質をいう。以下同じ。）から大幅に逸脱し、要求性能を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行った場合、発注者は、要求性能を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。」とありますが、ごみ量の大幅な変動により処理が困難となった場合についても、同様の対応を実施いただけると理解してよろしいでしょうか。	ごみ量が大幅な変動（増加）により処理が困難となった場合は、運営業務委託契約第25条により、発注者の指示に従って必要な作業を行っていただくことになります。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
272	運営業務委託契約書（案）	20	第56条							不可抗力による負担	不可効力の損害額について、運営費の100分の1まで受注者が負担するものとありますが、実損害額を見込むことが難しいことから貴市の負担としてご検討いただけないでしょうか。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。
273	運営業務委託契約書（案）	23	第60条	第2項	第8号					発注者の解除権	「本事業」とは、「運営業務の履行」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約の冒頭（鑑）にて、「広域ごみ処理施設整備・運営事業」を「本事業」と定義しております。
274	運営業務委託契約書(案)	26	第65条	2						著作権の利用等	「受注者は、成果物及び本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）　第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（ 同法第21 条から第28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、本事業は性能発注であることから、設計図面には受注者独自のノウハウが多く含まれます。設計図面の著作権を発注者が独占することにより、受注者が今後他自治体にて実施する設計業務へ制限がかかることが懸念されます。 以上の懸念があることから、著作権については受注者の帰属としていただけないでしょうか。	質問回答No.253をご参照ください。
275	運営業務委託契約書（案）	26	第65条	第3項	(1) から (3)					著作権の利用等	成果物に第68条で保護される秘密情報が含まれることがあるところ、秘密情報が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、秘密情報が含まれる成果物を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	秘密情報が含まれる著作物を開示する場合は、運営業務委託契約第68条が適用されます。秘密保持義務については、質問回答No.246をご参照ください。
276	運営業務委託契約書（案）	26	第65条	第3項	第3号					著作権の利用等	成果物に第68条で保護される秘密情報が含まれることがあるところ、秘密情報を自由に改変することは、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、秘密情報が含まれる成果物を改変される場合は、その対象について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。
277	運営業務委託契約書（案）	27	第68条	第3項	第1号					秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	質問回答No.245をご参照ください。
278	運営業務委託契約書（案）	28	第68条	第3項	(5) から (9)					秘密保持義務	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	質問回答No.246をご参照ください。
279	副生成物運搬業務委託契約書（案）	1								副生成物運搬業務委託契約の契約者について	副生成物運搬業務委託契約を締結する受注者である副生成物運搬事業者は複数社を想定しておりますが、契約者は各社連名での契約と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	副生成物運搬業務委託契約書（案）	14	第39条	第3項	第1号					秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	質問回答No.245をご参照ください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
281	副生成物運搬業務委託契約書（案）	14	第39条	第3項	(5)から(9)					秘密保持義務	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	質問回答No.246をご参照ください。
282	副生成物資源化業務委託契約書（案）	1								副生成物資源化業務委託契約の契約者について	副生成物資源化業務委託契約を締結する受注者である副生成物資源化事業者は複数社を想定しておりますが、契約者は各社連名での契約と理解してよろしいでしょうか。	岡崎市へも副生成物資源化業務を委託することを予定しており、岡崎市との副生成物資源化業務委託契約は、岡崎市以外の副生成物資源化事業者との副生成物資源化業務委託契約とは別の契約とする予定です。岡崎市以外の副生成物資源化事業者については連名で締結いただく想定です。
283	副生成物資源化業務委託契約書（案）	1								契約期間	資源化事業者の参入をより容易なものとするため、３～５年の契約期間も可能としていただけないでしょうか。	副生成物資源化業務委託契約書（案）　に記載のとおりとします。
284	副生成物資源化業務委託契約書（案）	1	第１章	第５条						計量単位	計量法によるとありますが、報告・請求に使用する計量値の正は、発注者か副生成物資源化業者のどちらを採用予定ですか。	発注者側の計量値を正とします。
285	副生成物資源化業務委託契約書（案）	1	第１章	第７条						契約保証金	副生成物資源化業者は保証金の納付はないとの認識でよろしいでしょか。	副生成物資源化業務委託契約における契約保証金は、契約締結時に、副生成物資源化業者が本市に納付するものとします。修正した入札説明書もご参照ください。
286	副生成物資源化業務委託契約書（案）	3	第２章	第９条						業務の範囲	副生成物資源化事業に参加できるのは「ストーカ式焼却方式」のみですが問題はなでしょうか	問題ないと認識しております。
287	副生成物資源化業務委託契約書（案）	3	第２章	第１２条						許認可の取得	当社は「一廃処理業」の許可はなく、「一廃の処理施設設置許可、市町村間協議」で対応しているが問題ないでしょうか	一般廃棄物処理業の許可は必要ありません。また、一般廃棄物処理施設設置許可に限らず、必要な許認可はすべて取得するものとしてください。
288	副生成物資源化業務委託契約書（案）	4	第２節	第２０条						副生成物の売却	この対象は副生成物資源化業者に搬出する前までのものであり、副生成物資源化業者搬入後の加工製品は副生成物資源化業者に帰属するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	副生成物資源化業務委託契約書（案）	11	第33条	第4項						違約金	「発注者に発生した損害が第１項又は第２項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は受注者又は運営事業者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。 当該賠償を行う債務は、受注者と運営事業者が連帯して負う。」とありますが、本件における資源化業務は長期に及ぶため、その間に受注者が事業から撤退し、又は破産等した結果として、同条第1項又は第2項に該当することになる可能性も想定されます。 受注者の事業撤退や破産等の事態は、運営事業者の責めに帰すべき事由ではなく、また運営事業者においてコントロールできるような事象でもありませんので、その場合にまで運営事業者が常に連帯責任を求められるというのはリスクが高いと考えます。 そのため、受注者の事業撤退や破産等の場合には、運営事業者が代替企業の探索など、発注者の損害を最少にするよう努めている限り、運営事業者としては上記に定める責任を負わないことも含め、責任の範囲について協議することとしていただきますようお願いいたします。	副生成物資源化業務委託契約書（案）　に記載のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
290	副生成物資源化業務委託契約書（案）	15	第41条	第3項	第1号					秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	質問回答No.245をご参照ください。
291	副生成物資源化業務委託契約書（案）	15	第41条	第3項	(5)から(9)					秘密保持義務	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いします。	質問回答No.246をご参照ください。
292	様式集	様式7－7								地域企業発注金額	地域企業発注金額の集計欄では、「西尾市」と「岡崎市及び幸田町」となっていますが、西尾市とその他市町でどのように評価されるのでしょうか。	質問回答No.32をご参照ください。
293	様式集	様式7－8								市内雇用者数について	地元雇用率等を算出するうえでの参考として、既設の焼却施設およびリサイクル施設の雇用形態・雇用総人数・貴市内の雇用人数等の雇用実態をご教示いただけないでしょうか。	雇用形態としては委託業務になります。 焼却施設：運転管理17人（社員11人、派遣６人）市内雇用４人、受入業務５人（社員４人、派遣１人）市内雇用１人、受入補助28人 リサイクル施設：受入業務３人（社員１人、派遣２人）市内雇用３人、受入補助10人、施設清掃２人、手選別作業８人、廃プラ施設８人、ペットボトル梱包８人、受入補助及び有価物取出し・搬出13人
294	様式集		7-8							地元雇用	落札者決定基準では地元雇用率の大小によって評価点が算出される評価基準となっていますが、＜雇用を予定する本市内在住者の人員及び人件費＞の表に記載した内容はどのように取り扱われますでしょうか。 入札説明書添付資料-5「9.提案本市内雇用者給与未達減額措置」のモニタリングの際に使用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	様式集		7-8							地元雇用	＜雇用を予定する本市内在住者の人員及び人件費＞の表中の「人件費単価」には、額面年収ではなく本人が受け取る給与を記載する、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	様式集	様式7-18								余剰電力量	余剰電力量の算出にあたって、リサイクル棟及びホワイトウェイブ21への温水供給条件は以下でよろしいでしょうか。条件が異なる場合は、公平な審査の観点から、必要熱量をご提示願います。 〇リサイクル棟への供給条件 ・供給熱量：年間通して2.4GJ/h (供給温度75℃、還水温度45℃、最大流量19.2m^3/h) ・供給時間：24時間 ・供給日：365日 〇ホワイトウェイブ21への供給条件 ・供給熱量：年間通して3.5GJ/h ・供給時間：24時間 ・供給日：ホワイトウェイブ21停止日及び廃棄物処理施設の全炉停止日を除く日	ご理解のとおりです。
297	様式集		8-1							事業費	「※5 運営固定費は、運営期間を通じて平準化した費用を記入すること。」とありますが、令和12年度は9ヶ月間のみである為、令和13年度以降の3/4の金額とすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
298	様式集		8-3							運営業務委託費【平準化後】	年間処理対象物量（t）について、令和12年度は9ヶ月間のみである為、70,112×3/4＝52,584tが正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
299	様式集		8-5							運営固定費A（維持管理費）【平準化前】	運営業務期間外の維持管理費の提示を求められていますが、ここで提示する金額はあくまで参考値として取り扱われ、技術評価点の評価対象外と理解してよろしいでしょうか。実際には運営業務期間終了後時の設備の老朽化具合に応じて協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段のご質問について、金額は参考値として取り扱いますが、非価格要素審査における評価項目No24「長寿命化計画」は、この金額も参考に評価することになります。 後段のご質問については、ご理解のとおりです。
300	様式集		8-8							運営変動費A（処理対象物変動費）	年間ごみ処理量（t）について、令和12年度は9ヶ月間のみである為、70,112×3/4＝52,584tが正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
301	様式集		8-9							運営変動費Ｂ（副生成物変動費）	燃料費や電気料金など項目ごとに内訳を記載する様式となっておりますが、こちらは運営期間中の価格改定を見据え変動費単価Bにおける構成内容の比率を求めるためのものと理解しております。一方で、本事業で発生する副生成物の運搬・資源化に要する項目ごとの数量や単価を明記することは困難であるため、変動費単価B及び変動費単価Bにおける構成内容の比率（燃料費、電気料金、水道料金、維持管理費、人件費）をご提示することとさせていただけないでしょうか。 例）変動費単価B：10,000円 　　構成内容の比率：燃料費20%、電気料金20%、水道料金20%、維持管理費20%、人件費20%	様式集のとおり、項目ごとの内訳の記載をお願いします。
302	様式集	様式8－9								副生成物の運搬委託費および資源化委託費	副生成物運搬業務委託契約書及び副生成物資源化業務委託契約書の契約金額を明確化するために、副生成物変動費を副生成物運搬委託費と副生成物資源化委託費を小計で分けて記載し、副生成物運搬委託費と副生成物資源化委託費の合計を合計金額に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	副生成物運搬委託費と副生成物資源化委託費はそれぞれ分けて記載するものとし、さらに運搬業者及び資源化業者ごとの費用も記載してください。詳細は、修正した入札説明書及び様式集をご参照ください。
303	提出書類の作成要領	1	1	(1)						正本及び副本の作成要領	「正本は袋綴じ」とありますが、表紙と背表紙に工事名称/図書名称/参加者グループ名称などを直接印刷して見栄えに配慮した上で、書類の綴じ方についてはパイプ式（二つ穴）など、応募者にて決定させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
304	提出書類の作成要領	1	1	(1)						正本及び副本の作成要領	副本は～ファイルの表面と背表紙に「タイトル」及び「本市が交付する応募者番号」を記載した紙面を糊付けすること。とありますが、ファイルに直接印刷させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
305	提出書類の作成要領	1	1	(1)						正本及び副本の作成要領	基礎審査に関する提出書類について、ページ数が多く袋綴じによる製本が困難なため、ビス止め製本または分冊化をお認めいただけますでしょうか。	ご提案を認めます。
306	提出書類の作成要領	6	2	(6)	ア					事業提案書	様式6-4の要求水準に対する設計仕様書について、ページ数が多いので別冊とすることをお認めいただけないでしょうか。また、本様式のサイズについては応募者にて決定してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、サイズについては、A4サイズ以上としてください。
307	提出書類の作成要領	6	2	(6)	イ					非価格要素審査に関する提出書類	指定のページ数がA4版縦2ページ以内となっているものを、製本の際に図版が途切れないよう、視認性向上を目的として、A3版横1ページに置き換えることは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
308	提出書類の作成要領	9	3	(1)						企業名を特定または類推できる記載	応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。とありますが、正本についても企業名を特定又は類推できる記載を行わないという理解でよろしいでしょうか。	提出書類の作成要領に記載のとおり、以下の書類については、正本も含めて企業名を特定又は類推できる記載を行わないようにしてください。 ア　基礎審査に関する提出書類（様式６－３～６－４） イ　非価格要素審査に関する提出書類（様式７－１～７－25） ウ　事業計画に関する提出書類（様式８－３～８－13）

広域ごみ処理施設整備・運営事業　第１回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
309	提出書類の作成要領	9	3	(1)						企業名を特定または類推できる記載	応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。とありますが、正本については企業名を特定又は類推できる記載が必要な場合は、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を１枚追加することで宜しいでしょうか。	ご提案を認めます。
310	提出書類の作成要領	9	3	(3)						非価格要素審査に関する提出書類	P-9　3-(3)に「…や補足資料に関する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には…」との記載がございます。 一方、様式7-1～7-25において各様式毎のA4版枚数が指定されております。様式7-1～7-25についてはA4版ご指定枚数とは別に添付資料の提出は認められないという理解でよろしいでしょうか。添付図書の提出が認められる場合、非価格要素の審査対象には、添付資料は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	様式7-1～7-25について、添付資料の提出は認めません。